

【機密性 2】

令和 3 年度法曹連絡協議会議題回答案

令和 3 年 1 月 8 日 (水)

法曹会館 2 階 (高砂)

【機密性2】

令和3年度法曹連絡協議会 回答者一覧

議題	回答者
1	東京高等裁判所事務局長
2	東京高等裁判所事務局長
3 - 2	東京地方裁判所民事部所長代行
4	東京家庭裁判所家事部所長代行
5	東京地方裁判所刑事部所長代行
6	東京地方裁判所民事部所長代行
7	東京高等裁判所事務局長
8	東京高等裁判所事務局長
9	東京高等裁判所事務局長
10	東京高等裁判所事務局長
11	東京高等裁判所事務局長
13	東京高等裁判所事務局長
14	東京高等裁判所事務局長
15	東京高等裁判所事務局長

【機密性2】

1 6	東京高等裁判所事務局長
1 7	東京高等裁判所事務局長

2021年度 法曹連絡協議会議題

日時：2021年12月8日（水）
場所：法曹会館2階「高砂」

議題1－1 感染症に関する業務継続計画について

令和3年8月31日付で最高裁判所から下級裁判所に対して発出された「新型コロナウイルス感染症への対応に関する最高裁判所から下級裁判所に対する事務連絡について（通知）」では、新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言下を問わず、安易な期日取消しなどの対応をしないことを前提に、マスクの着用、手洗い消毒、体調不良時の対応、三密回避、手続選択及び期日指定の在り方など徹底した感染防止対策を講じることが定めされました。

これは、新型コロナウイルス感染症のまん延、特に、令和2年4月7日に発令された緊急事態宣言に対応した形で実施された民事事件及び家事事件の裁判等期日取り消しにより、国民に多くの弊害が生じ、非常時にこそ警察や消防などと同じく司法インフラが可能な限り維持されることの重要性が明らかになったことの表れであると理解していますが、期日取消しを前提とする平成28年6月1日付で最高裁判所が定めた新型インフルエンザ等対応業務継続計画の改訂はまだ正式には発表されておりません。

今後、東京高等裁判所では、新型コロナウイルス感染症に留まらず、感染症の流行全般について、可能な限り、司法機能を維持すべく東京高等裁判所における新型インフルエンザ等対応業務継続計画の改訂を行う予定はありますでしょうか。

また、東京高等裁判所における管内裁判所の調整機能を果たすべく、管内の地方裁判所や簡易裁判所に対しても改訂を促し、管内裁

【機密性2】

判所の改訂状況を把握されるご予定はありますでしょうか。

(関弁連災害対策委員会提案)

【提案理由】

東京地方裁判所・同簡易裁判所・同家庭裁判所においては、令和2年4月8日以降5月31日まで、民事事件・行政事件・家事事件においては一部の緊急性があるとされた事件（民事保全事件、ドメスティックバイオレンス事件、人身保護事件・緊急性のある民事執行事件や倒産事件、児童福祉法上の一時保護事件、ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立事件、急を要する子の監護に関する事件）を除き、全ての期日が取り消されました。また刑事事件においても、裁判員裁判事件の裁判員選任手続期日及び公判期日は変更され、それ以外の事件の一部についても裁判期日が変更されました。

これに伴い国民生活に大きな弊害が生じたことで、警察や消防と同じく、司法インフラは法治国家の国民生活の基盤であることを再確認し、非常時にこそ司法機能は維持されるべきことを受けて、最高裁判所は、「新型コロナウイルス感染症への対応に関する最高裁判所から下級裁判所に対する事務連絡について（通知）」を発出し、新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言下を問わず、安易な期日取消しなどの対応をしないことを前提に、マスクの着用、手洗い消毒、体調不良時の対応、三密回避、手続選択及び期日指定の在り方など徹底した感染防止対策を講じることを定めました。

しかしながら、最高裁判所は司法機能の維持を一部業務に限り、期日取消しを前提とする平成28年6月1日付けの「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」の改訂は正式には行っておりません。また、弁護士会においては最高裁判所の改訂状況を把握することも困難です。

そこで、東京高等裁判所においてはこの「新型インフルエンザ等対応

【機密性2】

「業務継続計画」について、どのような見直し作業を行っているのか、また、管内の地方裁判所の調整機能を發揮する上で、管内の地方裁判所に対してどのような報告を受け、あるいは促しを行っているかお尋ねする次第です。

（回答）（回答者：高裁事務局長）

まずははじめに、昨年4月の緊急事態宣言下において、大幅な業務縮小態勢をとったことは、当時の感染拡大状況や、本感染症及び感染症対策に係る当時の知見、政府・自治体から地域住民に対する要請の内容、特に、人と人との接触を7割低減する旨の要請があったこと等を踏まえると、当時の判断としてはやむを得ないものであり、決して「安易な期日取消などの対応」を行ったものではないことを申し上げて、お答えします。

新型インフルエンザ等対応業務継続計画は、新型インフルエンザ等が発生した場合の業務態勢を定めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時における業務継続に係る基本的方針、執務態勢の確保、業務継続計画の発動・運用等について、その基本的な考え方・枠組みを定めたものです。したがって、実際の感染時における業務継続計画の運用・具体的な方針については、地域ごとの感染拡大状況や政府・自治体から地域住民に対する要請の内容、社会情勢等を踏まえて各庁が判断することになり、個別の事件の進行については、諸般の事情を考慮して各裁判体が判断することになります。

事件の進行等について統一的な対応が必要と考えられる場合には、裁判官による申合せを行うこととなるものであり、業務継続計画により拘束するものではありません。

また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を、今後の新型イン

【機密性 2】

フルエンザやその他の感染症への対応にそのまま適用すべきものかについては、専門家による科学的知見も踏まえた検討が必要であると考えております。

したがって、東京高裁としては現時点で直ちに業務継続計画の改定を予定はしておらず、管内の裁判所に対して改定を促すことも予定しておりませんが、今後の対応については、できるだけ円滑かつ当事者への影響も少ない方法で対応すべく工夫を重ねていくことが重要であり、最新の科学的知見や弁護士会はじめ関係者の皆さまからいただいた意見を参考に、検討を進めていきたいと考えております。

議題 1－2 首都直下型地震に関する業務継続計画の具体化について

最高裁判所は、平成 25 年 2 月 27 日に首都直下地震等対応業務継続計画を定めており、東京高等裁判所においても同様の業務継続計画が定められていると理解しております。

最高裁判所の業務継続計画の第 6 節においては「外部への対応」が定められていますが、「関係機関等との間で、大規模地震発生時における連絡を円滑に行うことができるよう、連絡窓口の交換その他の連絡体制を整備する。」と記載があるだけで、具体的な手段や方法は法曹三者で十分に共有化されているとまではいえない状況です。これでは、実際の発災時に司法機能に大きな混乱を生じさせるものと思料します。

新型コロナウイルス感染症により、非常時にこそ司法機能が維持されるべきことの重要性は明らかになりましたが、司法機能の混乱を抑え、早期に司法機能の回復を行うためには、法曹三者による緊密な連携が不可欠です。

【機密性2】

そのため、一般的な業務継続計画の策定から一歩踏み出し、M7の東京湾北部地震などの具体的な災害を想定し、具体的な職員や建物の被災状況を設定した上で、裁判所、検察庁、弁護士会が、それぞれとの関わりにおいて、各機関の機能喪失が互いにどのような影響を与えるか、あるいは混乱を避けるためにどのような情報交換、情報取得が必要かについて議論し、事前にルール作りをする機会を設けることが肝要かと思料しますが、如何でしょうか。

(関弁連災害対策委員会提案)

【提案理由】

最高裁判所は、平成25年2月27日に首都直下地震等対応業務継続計画を定めており、東京高等裁判所においても同様の業務継続計画が定められているはずですが、少なくとも最高裁判所が定める業務継続計画においては、外部への対応の項目が非常に簡略化されており、裁判所にとって、典型的な外部機関であると考えられる検察庁や、弁護士会との間で、互いの調整方法が具体的かつ十分に検討されているとはいえないのではないかと思料します。

司法機能の混乱を避け、非常時に出来る限り司法機能を維持するためには法曹三者の緊密な連携が不可欠であり、業務継続計画というマニュアルを非常時に活かすためには、ケースメソッド的な検討が必要です。

法曹三者によるワーキンググループ等において、具体的な災害、被災状況を出題し、検討するのは如何でしょうか。例えば、「某日、東京湾北部地震が発生し、東京23区、神奈川県、埼玉県、千葉県で震度6を記録し、地震や津波で○○地裁が使用不能となった。職員の3分の2が出勤不能な状態である。」とか、「発災から3か月後の状況は○○で、依然として○○地裁と△△地検、××弁護士会が使用不能である。」など、具体的なケースを設定し、それぞれの機関との業務上の接点に着目し、より

【機密性2】

具体的に災害により生じる不利益、それを避けるために必要な情報交換や情報収集を協議し、事前にルール作りをすることが肝要であると思料します。

(回答) (回答者：高裁事務局長)

災害対応において、混乱を避けるために検察庁及び弁護士会と情報共有することについては、高裁としても重要であると考えております。

一方で、個別事件の処理方針を決めるのは裁判体の判断であること、管内各庁はそれぞれの庁で定めた業務継続計画に基づいて対応を行うということから、広域的な被害について統一的な対応をあらかじめ想定して具体的なルール作りをするということは難しい点があるということは御理解ください。

なお、東京においては、三庁大規模災害対策連絡協議会も開催されていることから、こういった機会に協議するということも一つの有効な方策ではないかと考えております。

また、大規模災害に備えて、地家裁管内単位で情報交換を行い、連携を構築していく必要性も高いと考えており、高裁としても、引き続き管内各庁にその旨を伝えていきます。

議題1－3 地域の災害事情に沿った裁判所の防災体制

東京高等裁判所は、管内の地方裁判所に調整機能を有していると理解しておりますが、各地方裁判所では地域の災害事情に沿った裁判所の業務継続計画の策定はどの程度進んでおりますでしょうか。

例えば、津波が予想される沿岸部に庁舎が集中しており、津波の程度によっては、長期間庁舎の利用が不可能となることも想定され

【機密性2】

る地域では、発災時には津波からの利用者の避難方法や、発災後に内陸部の支部に機能を集約できるように物的、人的な具体的準備が必要だと思料しますが、各地方裁判所が出来る限り司法機能を維持できる業務継続計画を策定しているか、あるいはそれを促進する上で、東京高等裁判所では、どのように調節機能を発揮されておりますでしょうか。

(関弁連災害対策委員会提案)

【提案理由】

業務継続計画の策定は地域の災害の特性に沿ったものでなければ実効性がありません。例えば、山岳地域に庁舎が多い地域であれば、土石流等から利用者を守るための方策を想定しなければなりませんし、川沿いや、海沿いに庁舎が多い地域であれば、河川の氾濫や津波等で庁舎が使用不能となることに備え、内陸の支部に普段から人的、物的備えをさせる等の必要がありますし、発災時には利用者の垂直避難等に関して十分な方策の策定をしなければなりません。

最高裁判所が発表している首都直下地震等対応業務継続計画は一般的な業務継続計画ではありますが、地域の実情に合わせて策定されているわけではもちろんないため、各地方裁判所において具体的に策定し直す必要があると思料します。

しかし、業務継続計画はその重要性の大きさの反面、策定には多分に専門的な知見が必要な部分もあるため、各地方裁判所のみならず、管内の地方裁判所に対して調整機能を有する東京高等裁判所が、それぞれの業務継続計画の内容を把握される必要があるものと思料します。

この点、関弁連においても、各単位会が行っている先進的な取り組みにおいて常時把握するようにし、関弁連管内で情報交換を行い、足並みを揃えるように取り組んでいます。

【機密性 2】

そこで、東京高等裁判所におかれましても、管内の地方裁判所の各地域の災害特性に沿った業務継続計画の質的向上に向けて取り組んでおられることがありましたらご教示頂ければと存じます。

(回答) (回答者：高裁事務局長)

業務継続計画については、各地域の実情に即したものとするため、現在の物的、人的態勢、自治体からの情報、さらには他機関の対応なども参考に、各庁において検討されているものであり、現時点で、高裁から各庁の計画について何らかの調整などをすることは予定しておりませんが、台風接近などにより裁判事務への影響が想定されるような場合には、事前の注意喚起や、裁判事務への支障の有無を確認するなどして、各庁の対応を支援しており、引き続き目配りをしていきたいと考えています。

議題 2 昨年 12 月 25 日、第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～が閣議決定されたところである。そこで、裁判所及び検察庁における男女共同参画、出産・育児期間中の職員に対する支援、ハラスメント対策、すべての性の平等、等に関する具体的取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等について、提案理由記載事項を中心にご教示いただきたい。

(関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会提出)

【提案理由】

第 1 第 5 次男女共同参画基本計画では、司法分野においても具体的な取組が求められ、①女性検察官の積極的な登用を進め、また最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等に要請

【機密性2】

する、②女性法曹輩出のための取組を進める、③継続就業のため、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた具体的な施策を着実に推進する、こととされている。

これら第5次男女共同参画基本計画を踏まえた具体的な取組みについてご教示頂きたい。

第2 役職者に占める女性の割合等

日弁連は、男女共同参画を推進するため、副会長や理事の選任についてクオータ制を導入する等の取組みを行っているところであり、関弁連においても具体的な取組みを検討しているところである。

そこで、昨年度の法曹連絡協議会においても、本議題についてご教示いただいたところであるが、以下の点についてあらためてご教示頂きたい。

1 裁判所

裁判所において、一般職採用に占める女性の割合、一般職に占める女性の割合、裁判官採用に占める女性の割合、裁判官に占める女性の割合について、直近のデータをご教示いただきたい。

また、地方裁判所・家庭裁判所部総括判事等の重要な役割を担うと考えられる判事3号以上の判事に占める女性の割合、指定職相当以上の判事に占める女性の割合についてもご教示いただきたい。併せて、第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、裁判所特定事業主行動計画において今後裁判官の各役職段階に占める女性の割合について成果目標を定めることを検討しているか否かについてご教示頂きたい。

一般職の管理職員（最高裁の課長相当職以上、及び下級裁判所の課長・最高裁判所の課長補佐相当職）についても、女性の占める割合についてご教示いただきたい。

【機密性2】

2 檢察庁

検察庁において、検事・副検事及び検察事務官それぞれについて、採用者に占める女性の割合、職員数に占める女性の割合の直近のデータをご教示いただきたい。

また、大規模地方検察庁部長職等の重要な役割を担うと考えられる検事3号以上の検事に占める女性の割合、指定職相当以上の検事に占める女性の割合についてもご教示いただきたい。

検察事務官についても、課長職相当以上等管理職に占める女性の割合についてご教示いただきたい。

併せて、第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、検事及び検察事務官それぞれの、各役職段階に占める女性の割合について成果目標を定めているか、定めている場合その内容、定めていない場合今後成果目標を定めることを検討しているか否かについてご教示頂きたい。

(回答) (回答者：高裁事務局長)

裁判所では、国全体の積極的な取組として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により数値目標の設定を含む特定事業主行動計画の策定が義務付けられたことに伴い、裁判所特定事業主行動計画を策定・公表しており、東京高裁管内の裁判所においてもこの行動計画に基づき、子育てや介護を担う男女を含む組織全員が力を最大限発揮できるように、女性の活躍や推進に取り組んでいます。

取組の成果等について、提案理由記載事項を中心に御説明いたします。

まず、女性比率ですが、裁判所全体における数値をお答えいたし

【機密性2】

ますと、一般職に関する昨年の採用者に占める女性の割合は約64.0%（2019年度採用試験合格者のうち令和2年4月1日時点の採用者数の割合）であり、昨年の一般職全体に占める女性の割合は、書記官が約36.2%，家裁調査官が約55.7%（家裁調査官補を含む。），事務官が約44.5%となっております（令和2年7月1日現在）。一般職の採用については、男女の偏りなく、募集パンフレットへの掲載や業務説明会等への派遣を行うなど、きめ細やかな実効性のある広報活動等を推進しているところです。

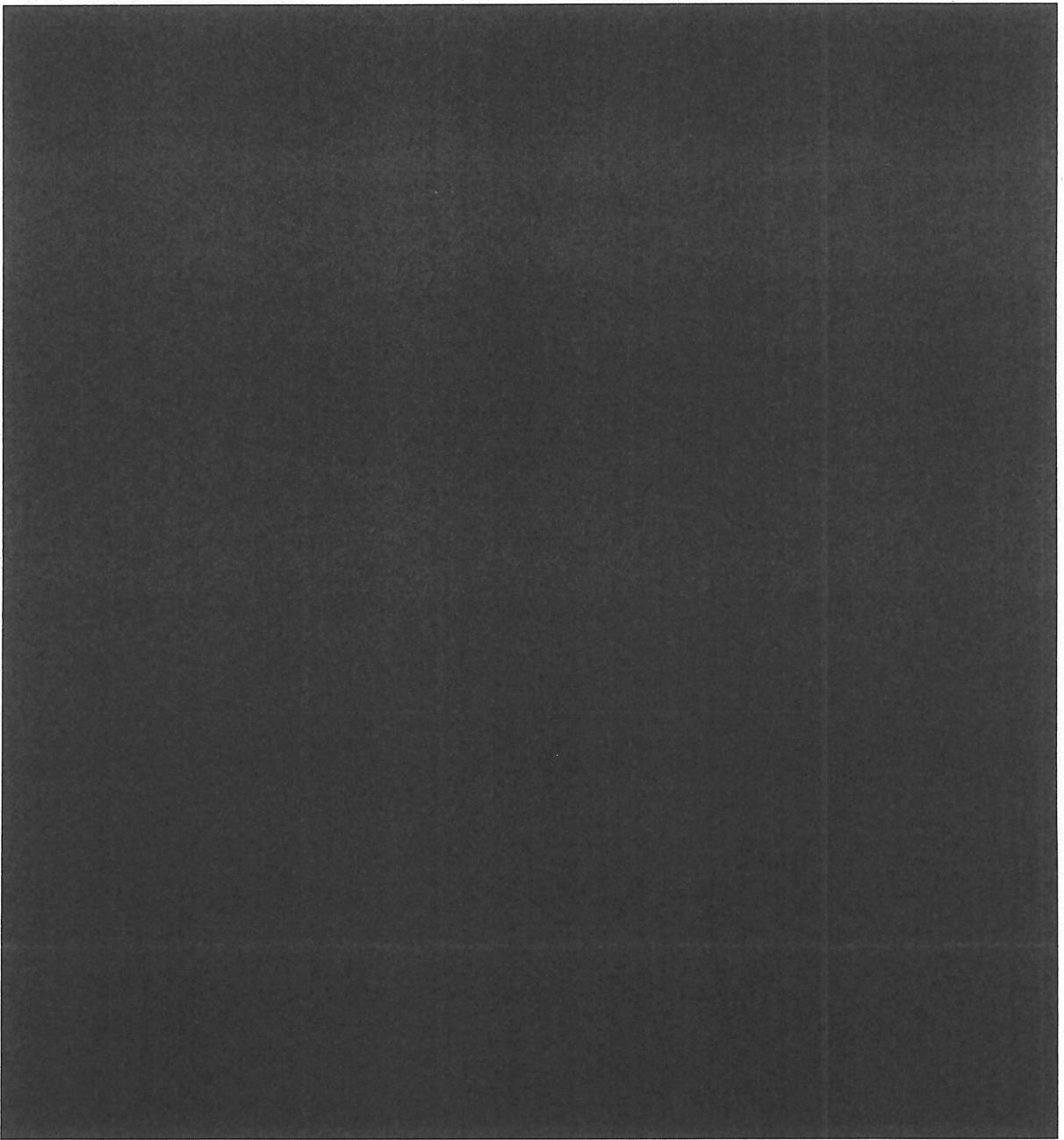
裁判官に関する昨年の採用者に占める女性の割合は26.7%（令和2年度）であり、昨年の裁判官全体に占める女性の割合は約23.0%となっております（令和2年12月1日現在）。

判事3号以上の判事に占める女性の割合については、そのような統計をとっていないため把握しておりません。また、判事は一般職国家公務員における指定職俸給表適用者に準じた取扱いを受けているところ、判事に占める女性の割合は、約24.7%となっております（令和2年12月1日現在）。裁判官の各役職段階に占める女性の割合の成果目標について御質問がありましたら、裁判所としては、裁判官としてふさわしい資質・能力を備えた人については、男女を問わずできる限り任官してもらい、男女ともに裁判官として活躍できるようにすることが重要であると考えています。

続いて、一般職の管理職員に占める女性比率について、こちらも裁判所全体における数値をお答えいたしますと、最高裁の課長相当職以上では約15.6%，下級裁判所の課長、最高裁判所の課長補佐相当職では約29.0%（いずれも令和2年7月1日現在）となっております。一般職における女性職員の職域拡大、計画的な育成等のために、研修や試験の実施に当たって、育児等の家庭事情を抱

【機密性2】

える女性職員等も参加又は受験しやすいよう配慮したり、幹部職員から、各種研修や事務打合せ等の機会を通じ、裁判官及び管理職員を始めとする全ての職員に対し、女性職員の活躍に向けた取組の重要性等について意識啓発を行うほか、採用間もないころから継続的に、各種研修等において、先輩職員の活躍状況や経験談等を紹介する機会を設けるなどしているところです。



【機密性 2】

第3 出産・育児期間中の職員支援

関弁連を構成する各単位会においても、出産・育児期間中の会員を支援する取り組みを行っているところであるが、裁判所及び検察庁における出産・育児期間中の職員を支援する取り組みがあればご教示頂きたい。

(回答) (回答者：高裁事務局長)

出産・育児と仕事との両立支援制度に関するハンドブックを全職員に周知した上で、常時閲覧できるようにしていることに加え、取得の対象となる裁判官・一般職に対し、個別に両立支援制度に関するハンドブックを配布するなどのほか、管理職員に対し、研修等の機会に育児・介護中の職員への配慮の必要性や本人が抱える事情の把握の重要性を説明するなどして、育児や介護等の事情を抱える職員が両立支援制度を活用できる職場環境の整備に努めています。

また、育児休業中や復帰時に職務関連情報を提供したり、復帰時に研修等を実施したりするなど、育児休業を取得した裁判官・一般職の円滑な復帰に向けたフォローアップ態勢の充実に努めています。

さらに、出産・育児期間中の職員が家庭生活を充実させながら仕事で活躍していくことを支援するため、個別の面談等を通じて裁判官・一般職の育児等にかかる状況を適時に把握しているほか、男性の裁判官・一般職の育児に伴う休暇・休業の計画的取得を推進するため、「男性職員の育児に伴う休暇・休業等取得計画書兼フォローシート」を整備・活用し、子の出生が見込まれこととなった場合には、対象となる男性職員の希望を踏まえ、育児に伴う休暇・休業

【機密性2】

等を合計して30日以上取得することを目指として計画を立て、その計画に沿った育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇などの取得ができるように組織として取り組んでいます。

第4 ハラスメント対策等

弁連を構成する各弁護士会においては、ハラスメント相談窓口を設置しているが、アンケート等からうかがわれる被害実態に比して相談窓口の利用は低調となっている。昨年度、裁判所及び検察庁のハラスメント防止の取り組みについてご教示いただいたところであるが、裁判所及び検察庁における以下の点についてあらためてご教示頂きたい。

各種ハラスメント全般に関する相談窓口におけるセクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの各相談・通報件数及び処理状況等の運用状況、相談・通報があった場合の具体的な対応内容についてご教示いただきたい。

昨年度の協議会以降、ハラスメントの実態を調査するアンケートを実施したか否か、実施した場合、その結果についてもご教示頂きたい。

各種ハラスメント全般に関する相談窓口について、相談者が利用しやすくするための工夫等があればご教示いただきたい。

(回答) (回答者：高裁事務局長)

裁判所においては、セクシュアルハラスメントに限らず、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワーハラスメントを含めた、各種ハラスメント全般に関する相談窓口を各庁に設置し、加えて、最高裁判所に設置している相談窓口の相談員が全国から、

【機密性 2】

東京高裁に設置している相談窓口の相談員については、管内全体からの相談を受け付ける体制を採っています。

管内の令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までのセクシュアルハラスメント相談・通報件数は 14 件で、相談があった場合には速やかに対応しています。

管内の令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までのパワーハラスメント相談・通報件数は 18 件で、相談があった場合は速やかに対応しています。

相談員に苦情申出があった場合の具体的な対応内容としては、相談者の希望する性の相談員を含む複数の相談員が面談してまずは話を伺い、相談者の心情に配慮しながら、相談内容に応じて助言したり、関係職員から事情聴取する等して事実調査を行います。ハラスメントの内容によっては、職場監督者の指導により職場環境改善を図る、行為者を直接指導する、人事上の措置をとることもあります。

職員に対してハラスメントの実態を調査するアンケートは実施していませんが、相談窓口について、相談者が利用しやすくするための工夫として、各種ハラスメントに関する Q & A を全部署に備え付けている他、相談員を庁内ホームページに常時掲載し、異動期においては、相談員の再周知を図っています。

第 5 すべての性の平等について

関弁連を構成する各弁護士会においても、セクシュアル・マイノリティも含めたすべての性の平等に関わる取り組みを行っているところであるが、裁判所及び検察庁における取り組みがあればご教示頂きたい。

(回答) (回答者：高裁事務局長)

【機密性2】

裁判所は、最高裁判所事務総長通達において、全職員に対し、各種ハラスメントの防止を周知しており、同通達で引用している「セクシュアル・ハラスメントをなくするために職員が認識すべき事項についての指針」の中で、職員全員が認識すべき事項として、性的指向や性自認をからかいやいじめの対象としたり、性的指向や性自認を本人の承諾なしに第三者に漏らすことはハラスメントになり得るものとして注意喚起しています。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員に対する研修を実施する際には、この点も踏まえた各種ハラスメントの防止に関する事項を含めるものとし、特に、新たに採用された職員及び初任の監督者（職員を監督する地位にある者をいう。）に対する研修の際には、必ず各種ハラスメントの防止に関する事項を含め実施しています。

裁判官の研修を担当する司法研修所では、DV、セクシュアル・ハラスメント、女子差別撤廃条約等への裁判官の意識を高めるために、国際人権問題を専門とする大学教授等を講師として招き、各種講演等を実施しています。

議題3－2 財産開示手続等の不動産評価の疎明資料について

財産開示手続及び第三者からの情報取得申立手続で、事前に競売申立を行っていない場合の不動産評価の疎明方法について、固定資産評価証明書、公課証明書又は不動産業者の査定書以外の簡易な疎明方法がないか。

（関弁連消費者問題対策委員会提案）

【提案理由】

東京地裁民事執行センターの運用では、第三者の情報取得申立に係る

【機密性 2】

財産調査結果報告書での疎明資料は、不動産については固定資産税評価証明書、公課証明書又は不動産業者の査定書を指定している。

しかし、固定資産評価証明書及び公課証明書についてはそもそも第三者からの情報取得手続を理由としては法律上取得できない。取得理由は、地方税法で明確に定められており、訴訟や民事保全については根拠があるが、財産開示手続や第三者からの情報取得申立は地方税法施行令第 52 条 15 の表で準用されておらず、取得する根拠がない（382 条の 3、地方税法施行令第 52 条 15、民事訴訟費用等に関する法律別表一）。

したがって取得申請をしても原則として拒否されるが、自治体によつては東京地裁の書式を示して強く説得すれば発行してくれるところもある。しかし、弁護士が違法を強要するとも評価されうる状態であり問題である。

また、不動産業者の査定については、査定書は不動産業者が営業目的で作成するものであり、営業に全くつながらない査定書の作成を繰り返し求めることは不動産業者との信頼関係を損ねることにつながり、弁護士業務上支障を来す。なお不動産業者が売買や媒介等を目的とせずに相応の対価の支払を得て査定書の作成をすることは、無資格で不動産鑑定を行うと評価される恐れがある。

このように固定資産評価証明書、公課証明書及び不動産業者の査定書のいずれも、第三者からの情報取得申立を目的とした取得が困難である。

これについて何らかの対応のご予定があるかどうか、またその内容についてお伺いしたい。

（回答 3－2）（回答者：東京地裁民事部所長代行）

御指摘は、民事執行法第 205 条第 1 項、第 206 条第 1 項若しくは第 207 条第 1 項の規定による第三者からの情報取得の申立て又は同法

【機密性2】

第197条第1項第2号の規定による財産開示の申立てをする場合において、同号に該当するときに当たることを証する書類として、当庁民事執行センター（民事第21部）が実務の運用として求めている財産調査結果報告書の添付書類について問うものと解されます。

この財産調査報告書の書式やその添付書類については、当庁のウェブサイトでも利用者への案内をしており、その案内において、同号に規定する「知れている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明」として、債務者の住所地等の不動産が債務者の所有である場合について御指摘の固定資産評価証明書等を添付していただくように記載しているところです。

もっとも、「不動産業者の評価書・査定書」及び「固定資産評価証明書・公課証明書」と並んで「その他、債務者所有の不動産に競売手続をしても無剰余であることを疎明する文書」を記載して挙げているとおり、御指摘の各書類は、いずれも例示にすぎず、特定の書類に限定しているという趣旨のものではありません。実際にも、同一マンション内の他の区分建物の売出価格についてのインターネット上の資料など、御指摘の固定資産評価証明書や不動産業者の査定書等以外の書類を疎明資料として申し立てられた例も見受けられるところです。疎明資料であるため、執行裁判所において当該書類により同法第197条第1項第2号に該当する旨の心証が得られるものであれば足り、特定の書面に限定されるものではありません。

確かに地方税法及びその委任命令が規定する固定資産評価証明書等の交付を受けることができる者には情報取得や財産開示の申立てをする者が含まれていませんし、また、不動産業者の評価書等についても御指摘のような事情があることは理解することができますが、他方で、民事執行法の規定により申立ての要件とされているものですから、何らかの書

【機密性 2】

類によって疎明をしてもらうほかなく、代理人の皆様の実務上の工夫を期待したいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

議題 4 家事調停事件における日本語に通じない当事者に対しては、相手方の意向に關係なく調停期日への通訳人の立ち会いを認めて頂きたい。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

外国人が当事者の場合に通訳人が調停期日に同席することにつき、相手方の同意が必要である（最終判断は調停委員会が行う）と伝えられたケースがある。

家事調停事件における通訳人の立ち会いについては、家事事件手続法 258条1項・同法55条によって民事訴訟法154条「口頭弁論に関与する者が日本語に通じないとき、・・・通訳人を立ち会わせる。」が準用されている。

裁判所に持ち込まれる事件は当事者間では解決が困難なものであるところ、調停事件は話し合いによる解決を目指すものとはいえ、基本的には対立している当事者同士である。日本語に通じない外国人が当事者となる事件において、調停委員との間で正確にやりとりをするには通訳人が必要である。話し合いによる解決を目指す手続きだからこそ、その重要性はより高まる。そうであるにもかかわらず、通訳人の立ち会いに相手方の同意を必要としては、通訳人の立ち会いが拒否されるおそれもあるし、そのような可能性があるだけでも外国人当事者にとっては申立て等にあたって大きな萎縮効果を及ぼしかねない。仮に通訳人の立ち会いが認められないとすれば、法の趣旨を没却することは明白である。

当事者の手続保障の観点からは、外国人当事者には相手方の意向に關

【機密性 2】

係なく通訳人の立ち会いが認められるべきと考えるため議題とした。

(回答) (回答者：東京家裁家事部所長代行)

設問の通訳人は、正式な選任手続を経た通訳人ではなく、当事者が連れてくる事実上の通訳人を指していると思われます。実際、日本語に通じない当事者が、友人、親族等を通訳人として連れてくることは、費用等の点においてメリットがあることから、比較的多く見られます。

このような場合、裁判所は、他方当事者の意見を聴くようにしていますが、仮に他方当事者が反対したとしても、それだけを理由に通訳人としての立会を認めないとということはしていません。通訳の必要性や、事実上の通訳人の属性、当該事案における立場や関わり等を総合考慮し、相当性について判断しています。なお、事実上の通訳人に対しては、事前に、あくまでも通訳のために立会を認めるものであること、不適切な言動があった場合は退席してもらうこと等を説明しています。

おって、当事者に通訳が必要である旨、及び事実上の通訳人を同行する旨等は、事前に裁判所に連絡していただけすると、双方当事者及び裁判所にとって円滑な手続進行に資すると考えられるので、ご協力いただけますようお願いします。

議題 5 裁判員裁判における遠隔地間のビデオリンク方式の証人尋問手続
(刑事訴訟法第157条の6第2項4号)について、専門家証人の場合、証人がパワーポイント資料等を使用・提示を前提に準備するケースがあるが、その対応状況。及び、このような専門家証人の場合における、裁判所側カメラの撮影・操作についての工夫等あれば、情報提供・意見交換をお願いしたい。

(静岡県弁護士会提案)

【機密性 2】

【提案理由】

1 一般に、裁判員裁判における専門家証人の尋問においては、全ての質問事項を一問一答で質疑するわけではなく、主尋問においては導入の尋問をした上で証人に概括的にご回答いただいた上で、一問一答式の質疑を補充するケースが多い。

また、上記概括的な回答（証言）をするに当たっては、説明資料としてパワーポイントなどを用いたスライド資料を提示するケースが少な
くない。

しかしながら、ビデオリンク方式を用いた証人尋問の場合、証人側の映像については、証人を撮影しているビデオカメラの映像を裁判所側に送信することは可能であるが、これと併せて、証人側でパソコン操作してスライド表示することは、システム上難しいと伺ったことがある。

このような点について、現在の対応状況、及び、上記不都合をフォローする工夫・運用等あれば、情報提供いただきたい。

2 また、ビデオリンク方式による証人尋問の際には、一般的には、裁判所側のビデオカメラでは尋問者（検察官など）を撮影している。

しかし、上記導入質問の後の概括的回
答の際には、むしろ、事実認定者である裁判官・裁判員側を撮影し、回答に対する受け止め方・理解度等を証人が認識できる方が、スムースな尋問の進行に利する場面もあるように思われる。

このようなケースについて、想定の有無や対応の工夫があれば、情報提供いただきたい。

3 新型コロナウイルス感染症の影響により、医師尋問等については、遠隔地間のビデオリンク方式を活用するケースが増加していると思われる事もあり、上記議題について提案させていただいた。

【機密性2】

(回答) (回答者：東京地裁刑事部所長代行)

東京地裁本庁及び立川支部の実情を申し上げると、御出題のように構外ビデオリンクを使用して専門家証人の証人尋問をいわゆるプレゼン方式で実施したという事例は把握できませんでした。

とはいって、いわゆるプレゼン方式による証人尋問において証人が使用するパワーポイントの映像等を裁判体のモニターに表示することは、ケーブルで繋ぐなどの作業が必要ではあるものの、機器の仕様上は可能となっています。また、証人側のモニターにどのような映像を表示するかについても、機器の仕様上の制約はあるにせよ、いくつかの選択肢があるところです。

いずれにしましても、裁判体として、構外ビデオリンクの機器をどのように活用するかは、仕様上の制約の中で、検察官及び弁護人の意向も踏まえて、裁判員・補充裁判員を含む裁判体の心証形成のしやすさ、いわゆる補充尋問を含めて尋問者の尋問のしやすさ、証人自身の証言のしやすさなどを勘案して、それぞれの事案に応じて決めていくことになろうと思われます。弁護人の立場から、機器の活用方法について何らかの要望がある場合には、事前の検討や準備作業などが必要となることも少なからず想定されますので、早め早めに裁判体に相談するようにしていただきたいと思います。

議題6 海外に居住する当事者や証人のオンラインでの訴訟等への参加、特に証拠調べの実施を検討すべきではないか。

(関弁連外国人の人権救済委員会提案)

【提案理由】

国際化に伴い、海外に居住する当事者や証人が、海外から日本の裁判所に調停・審判申立や訴訟提起（以下「提訴等」）をする事案、また、日

【機密性2】

本に居住中に日本の裁判所に提訴等をした当事者が事件係属中に帰国する事案も増えている。

そして、コロナ禍において、代理人に依頼して訴訟手続きを進めること自体は出来たものの、証拠調べの段階に至り、入国制限、航空便の欠航、または航空便の減便による渡航費の高騰により、当事者や証人の日本への来日が果たせず、証拠調べの機会が失われているとの事案が複数の弁護士から報告されている。

当事者の手続保障の観点からは、海外に居住する当事者や証人が、海外からオンラインで訴訟等へ参加、特に証拠調べへの参加ができるための制度の実現を検討すべきではないかと考えるため議題とした。

なお、この点について、これまでの日本の裁判所の立場は、「訴状等の裁判関連文書の送達や証拠調べ等の『裁判上の行為は』、国家機関たる裁判所が関与する法的効果を伴う行為（裁判権の行使）なので、他国で自由に行えばその国の主権を侵害しかねない」というものであると理解している（最高裁判所事務総局民事局監修『国際民事事件手続ハンドブック』（法曹会、2013）5頁）。

しかし、日本の民事訴訟において利用される電話会議システムのように、電話の受手の側における裁判所の職員等の関与が想定されていない場合には、直接的に「外国領域上での公的活動の禁止」という国際法の原則とは抵触しないものと思われる（竹下啓介「国境を越える裁判手続の実施と国際法」『自由と正義 2016年5月号』参照）。

何より、民事裁判手続きのIT化は既にフェーズ1としてウェブ会議（TEAMS）を用いた争点整理が実施されており、その利便性の高さについては、実際にウェブ会議を利用した法曹関係者間においても共通理解が進んでいるところである。さらに、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」（令

【機密性 2】

和 3 年 2 月 19 日) の取りまとめにおいても、裁判所外における証拠調べをオンラインの方法を用いて拡充する方向が打ち出されている。

このような民事裁判手続きの IT 化の方向性は、当事者の手続保障を実質的なものとするためにも歓迎すべきものであるので、その利用の範囲を国内に限定せず、一定の要件の下で海外からの利用を可能とする方法が検討されるべきと考える。

(回答 6) (回答者：東京地裁民事部所長代行)

民事裁判手続の IT 化については、現行法の下におけるウェブ会議を利用した争点整理手続（いわゆるフェーズ 1）が昨年 2 月から開始されており、当庁の本庁民事部においても、訴訟代理人の方々の御理解と御協力を得て、順調にその利用件数も増加している状況にあります。この場をお借りして、改めて御礼を申し上げます。

御指摘の法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会においては、「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくする」という観点から、民事訴訟手続の全面的な IT 化（フェーズ 2、フェーズ 3）に向けた調査・審議が行われており、その検討項目の一つとして、ウェブ会議等による証人尋問を行うことができる場面を拡大するため、民訴法の関連規定の規律を見直すことが取り上げられているものと承知しております。

お尋ねの海外に居住する当事者や証人の証拠調べを行うことについては、法務省に設置された検討会の取りまとめ（IT 化に伴う国際送達及び国際証拠調べ検討会に関する取りまとめ）では、各国の動向、域外的な証拠収集に関する多国間条約等に触れつつ、証人等に対する呼出状の送達及び証人等の宣誓と国家管轄権との関係並びに証人等に対する尋問の

【機密性2】

実施と国家管轄権との関係、さらにはウェブ会議を通じて訴訟指揮や証明等を行うことが外国における国家管轄権の行使にあたるかについても検討され、さまざまな意見が出されているところであります。民事訴訟法（IT化関係）部会では、この取りまとめを踏まえた議論が行われたものと承知しております。いずれにしても、上記のような議論の状況に鑑みますと、我が国と外国との間の取決めや立法上の措置もなく、裁判所の実務的な運用として、外国に所在する証人等についてウェブ会議等を利用した証人尋問等を行うことについては、慎重に検討することが相当であると考えられます。

議題7 昨年度の法曹連絡協議会において、民事裁判のIT化に関する令和3年度予算の概算要求額について質問したところ、総額で「約2億4000万円」との回答であった。概算要求の約2億4000万円に対して、国会で承認された実際の予算の金額はいくらだったのか、ご教示いただきたい。

東京高等裁判所管内の地方裁判所の本庁では、既にWeb会議等のITツールを活用した争点整理の運用が開始されているが、今後、地方裁判所の支部や簡易裁判所においてもWeb会議等のITツールを活用した裁判手続が期待されており、そのためには予算も必要になると思われる。令和4年度予算の概算要求として、最高裁判所は総額いくら要求しているか、ご教示いただきたい。

また、令和4年度の概算要求に関し、東京高等裁判所として、最高裁判所に対し、東京高等裁判所管内の裁判所における民事裁判のIT化に関する予算の金額や項目等について何らかの要求を行ったのか否か、ご教示いただきたい。

これに関連して、何か要求を行った場合には具体的にどのような

【機密性2】

要求をしたのか、反対に、何も要求していない場合には要求していない理由について、ご教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

民事裁判のIT化を実現するためには、機材の購入だけではなく、裁判官、書記官等の職員の増員が必要であり、それには、多額の予算が必要である。地域司法の現場である地方裁判所支部等の充実を求めてきた当連合会としては、必要な予算の増額が不可欠であると考えている。

昨年度の法曹連絡協議会において、令和3年度予算の概算要求額についてご回答いただいたが、その後の動きとして、令和3年度予算の実際の金額はいくらだったのかをご教示いただきたい。

また、地方裁判所の支部や簡易裁判所においても、民事裁判のIT化が期待されており、そのためにも予算が必要になる。そこで、令和4年度予算の概算要求において、どれだけの概算要求を行ったのかご教示いただきたい。

そして、予算の概算要求は最高裁判所が行うとしても、東京高等裁判所管内の実情をふまえた概算要求を行うためには、東京高等裁判所が最高裁判所に対し、予算の金額や項目等の要求を行うことが望ましいと思われる。そこで、令和4年度予算の概算要求に関し、東京高等裁判所が最高裁判所に対し、東京高等裁判所管内の裁判所における民事裁判のIT化に関する予算の金額や項目等について何らかの要求を行ったのか否かをご教示いただきたい。そして、何らかの要求を行った場合にはどのような要求を行ったのか、反対に、何も要求を行っていない場合にはその理由についてご教示いただきたい。

(回答) (回答者：高裁事務局長)

【機密性2】

1 国会で承認された民事裁判のIT化に関する令和3年度の予算額は、2億2900万円でした。

2 民事裁判のIT化のためのWEB会議に関する経費として、最高裁判所は令和4年度概算要求に約1億4600万円を計上しています。

(注)裁判手続等のIT化関係経費のうち、民事全体(システム開発費を含む。)では、15億7400万円である。

3 令和4年度の概算要求に関し、東京高等裁判所として、最高裁判所に対し、東京高等裁判所管内の裁判所における民事裁判のIT化に関する予算の金額や項目等について要求は行っていません。

これは、フェーズ1における各庁の試行・運用の経過等は最高裁判所に情報提供されており、最高裁判所において、当該情報を踏まえて全国的な見地から必要となる経費が適切に予算要求されるものと認識しているためです。

【機密性 2】

議題 8 裁判等の IT 化に伴って、各地の支部・簡裁・家裁出張所の統廃合がなされないようにしていただきたい。また、各地に所在する簡易裁判所に、訴訟当事者本人等へのサポートセンターの役割を担わせる方策を具体的に検討されたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提案)

【提案理由】

民事裁判手続等の IT 化が急速に進み、今や、当初慎重な対応を要すると言われた家事事件手続についてまで IT 化が導入される方針が示されている。

日本弁護士連合会は、国民の権利を擁護する使命に基づき、本人サポートを提供することを表明しているが、そもそも、裁判手続等の IT 化は、新たな司法システムの構築を目指しているものであって、これに伴い裁判を受ける権利に支障が生じる場合は、国がその責任において支障を除去すべきものである。特に、裁判所が果たすべき役割は大きいものと考える。

IT 技術の利用が困難な当事者は多数存在し、特に高齢者率の高い地方の支部等ではその傾向が顕著である。そのような当事者に対して、裁判を受ける権利の保障が十分になされないような事態があつてはならない。まして、IT 化に乗じて、各地の支部・簡裁・家裁出張所の統廃合がなされるような事態は決してあってはならない。

また、本人等へのサポート提供は、住民にとって利用しやすいことが必須であるが、簡易裁判所は、管内住民の生活地域に、概ね偏りなく存在している。そこで、簡易裁判所に、来庁者が気軽に利用できる端末を設置

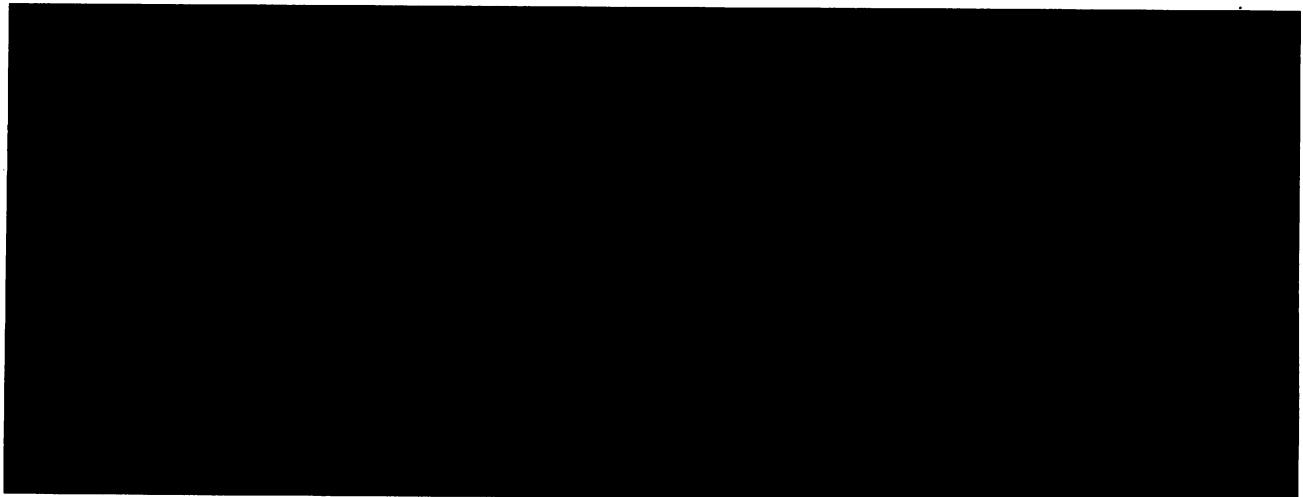
【機密性 2】

したり、当事者や代理人等が赴けば裁判所職員からＩＴ手続利用について十分に説明を受けられる態勢を整えたりするなど、簡易裁判所にサポートセンターの役割を担わせることについて、具体的に検討をしていただきたい。

（回答）（回答者：高裁事務局長）

支部については、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則により、簡易裁判所については、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により、出張所については、家庭裁判所出張所設置規則により定められているものであり、いずれも高裁としてお答えする立場にないことは御理解ください。

また、ＩＴ化に伴って必要となる本人等へのサポートについては、裁判所としても、必要な環境整備を検討することになろうと思われますが、裁判所の中立公平性に鑑みると、日本弁護士連合会が表明されているような、専門職団体等の適切な扱い手によるサポート体制の構築が不可欠ではないかと考えております。



議題9 東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部を独立した地方裁判所・

【機密性2】

家庭裁判所本庁とすることについてのご見解を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

本出題は毎年度行っているところであり、従前の東京高等裁判所からの回答のとおり、概ね、裁判所の本庁の設置は立法政策の問題であり、裁判所としては政府や国会の検討の中で意見を述べていく性質のものであることは承知しているところである。

これまで繰り返し述べてきたところではあるが、

1 東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部が、管内人口や事件数で全国の地方裁判所・家庭裁判所本庁を含めて有数の裁判所であり、裁判員裁判、労働審判、司法修習等の面で、本庁並みの機能を果たしている。また、平成19年以降、東京都議会、多摩地域30の全市町村議会、多くの商工会議所において、本庁化を求める決議が採択され、本庁化を求める地域の声は強まっている。

東京三弁護士会においても、東京地方裁判所・家庭裁判所立川支部の本庁化の推進を目的とする協議会を設置し、裁判所が本庁化された場合、速やかに多摩に独立した弁護士会を設立するための準備を進めている。また、「本庁化・本会化推進本部」が東京三弁護士会多摩支部内に設置され、最高裁判所、法務省に本庁化を求める要望書（添付資料1及び資料2）を提出している。

2 その地域に相応しい裁判所の規模・機能を持つことは、立法政策に委ねられるものではなく、その地域住民の権利というべきものであり、裁判所を始めとする国の責務と言わなければならない。巨大な支部が支部のままであることによる地域住民の不利益は、法制上、行政事件や簡易裁判所控訴事件が取り扱えないということにあるが、それだけではなく、人事権を始めとする司法行政の権限が支部にはないことが

【機密性2】

ら、例えば、裁判官の人的配置においても大きな不利益を蒙っているのではないかという懸念がある。

裁判官1人あたりの人口は、東京地方裁判所本庁が約2万人であるのに対し、東京地方裁判所立川支部は約7万3000人と、3.7倍にも及んでいる。また、家事事件においては、東京家庭裁判所立川支部の事件数は、全国の本庁、支部を含めた順位で例年第4位を占め、かつ、年々増加の一途を辿っているものの、裁判官、職員の増員は微増にとどまり、その繁忙ぶりは著しい状況が続いている。

3 このような不合理を解消するために、一刻も早い東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部の本庁化が望まれる。本法曹連絡協議会では、繰り返し議題として提出してきたものであるが、立法政策であるとの回答をいただくばかりで、最高裁判所の具体的な意見、見解、その理由について回答いただいている。最高裁判所が本庁化について述べている意見、見解、その理由を伺いたい。

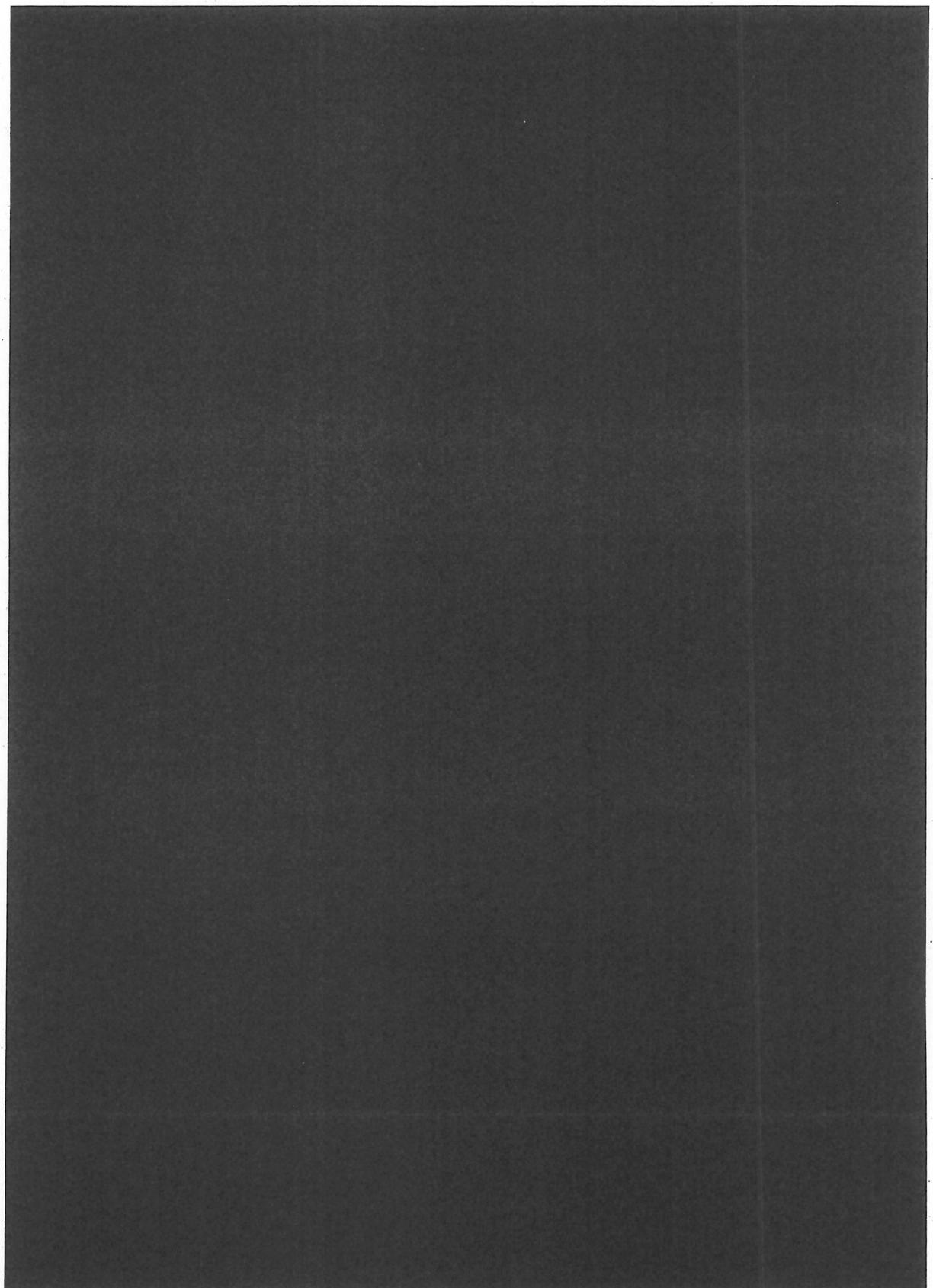
(回答) (回答者: 高裁事務局長)

地方裁判所、家庭裁判所支部の本庁化は、立法政策の問題であり、政府・国会において検討されるべき問題であり、その検討に当たって必要な情報提供は、全国的な見地から最高裁の責任において対応すべき性質の問題であって、政府や国会の検討の場での議論の具体的な内容については、お答えする立場にはありません。

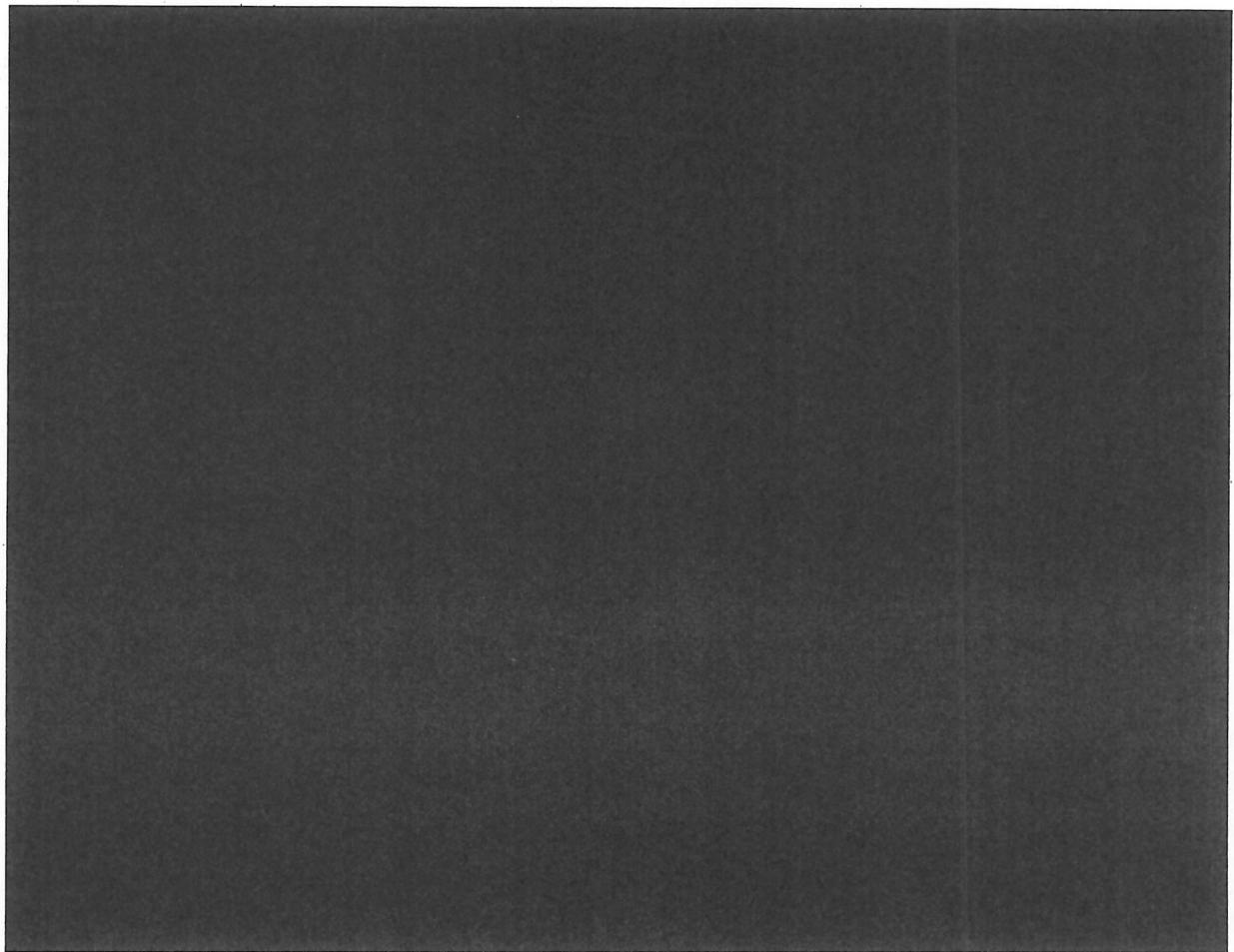
また、最高裁には、各種協議会や事務打合せの場などで、関東弁護士会連合会からの意見を伝えていますが、最高裁の具体的な見解をお答えする立場にはないことを御理解願います。

関東弁護士会連合会から、このような意見があったということは、今回も、最高裁に伝えます。

【機密性 2】



【機密性2】



(千葉県京葉地域における地方裁判所及び家庭裁判所支部の新設)

議題10-1 市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所について、近年増改築及び裁判官・調査官等の増員がなされているが、現在の裁判官・調査官・書記官数（填補がある場合はその数も含めて）、今後の増改築及び増員の予定について御回答いただきたい。

また、千葉家庭裁判所市川出張所及び市川簡易裁判所において行われる裁判手続（調停を含む。）について、現在裁判所本庁において行われているIT化の導入を考えているのか、考えているのであれば具体的にどのような形で導入されることを考えているかについてご教示願いたい。

更に、同管轄地域について、地方裁判所及び家庭裁判所支部の設

【機密性2】

置の検討を行ったことがあるか、ある場合にはどのような検討を行ったのか、また、ない場合には、そもそも検討を行わなかつた理由について併せて御回答いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

当連合会では、平成23年度定期大会「東京高等裁判所管内の司法基盤の整備充実を求める決議」において、喫緊の課題として市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域（京葉地域）に地方裁判所及び家庭裁判所支部を新設することを求め、その後も新設に向けた運動を行つてきつた。この間当該裁判所の増改築が行われ、また裁判官及び調査官等も増員されるなど当該地域における裁判所機能の充実に御配慮いただいていることに感謝申し上げる。

その上で、現時点における裁判官・調査官・書記官数について御教示いただき、当該地域の事件数等に比した適正数をどのように考えているか御回答いただきたく、出題に至つた。

また、現在、全国の裁判所本庁及び同支部において導入が予定されている裁判手続のIT化について、当連合会も含め様々な議論があるところ、多数の市民によって利用されている千葉家庭裁判所市川出張所及び市川簡易裁判所において、そもそもIT化の導入を考えているのか、また、考えている場合には具体的にどのような形でのIT化を考えているか知りたく出題をした次第である。

更に、当連合会としては、当該地域における管轄人口等の増加から見ても、また、千葉家庭裁判所市川出張所の家事事件新受件数も増加の一途をたどつてゐることから、地方裁判所及び家庭裁判所支部の設置が早急に求められると考えている。そこで、裁判所支部の設置について引き続き御検討いただきたく出題に至つた。

【機密性2】

(神奈川県における家庭裁判所出張所の新設)

議題10-2 神奈川県弁護士会は神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

昨年度の東京高等裁判所事務局長の御回答において、かかる要望を最高裁判所に伝えるとの見解が示されたが、いつ、どのような形式において、東京高等裁判所より最高裁判所に要望が伝えられたか、また、この要望に対し、最高裁判所はどのような対応をされたのか御教示いただきたい。

また、東京高等裁判所は、藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所における家事事件の需要についての調査を実施する意向はあるのか御教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

神奈川県弁護士会は、2013年、「神奈川司法計画2013」において、神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

また、2021年12月4日には、藤沢市内において、第14回弁護士会支部サミット「家庭裁判所がここにない！？～私たちの街に家庭裁判所出張所を！～」が開催され、藤沢簡易裁判所管轄内に家庭裁判所を新設することなどをテーマとしたシンポジウム等を実施した。

成年後見制度利用促進法と閣議決定された利用促進基本計画が執行されるに従い、今後、成年後見等の申立と審理件数が増加すると思われる。

【機密性2】

そういう観点からも、前記提案は現実味を帯びていると思われる。特に、藤沢簡易裁判所管内は119万人を超える人口を抱えており、かつ、全国でも有数の人口増加地域であり、また藤沢市は、神奈川県内では政令指定都市を除くとトップの44万人を超える人口を抱えている地域であること、現在、藤沢簡易裁判所管内を管轄する横浜家庭裁判所本庁の事件数も増加しており、非常に混雑をしている状況であることなどを勘案すると、藤沢簡易裁判所への家庭裁判所出張所の併設は喫緊の課題である。

家庭裁判所出張所の新設は最高裁判所規則によるものであるが、家庭裁判所出張所設置規則の変更をするかの判断の基礎となる事実の収集について、東京高等裁判所に調査等のご協力をいただけるかを再度確認する。昨年の御回答では、家事事件の需要は、家庭内で紛争があるかどうか、あるとしたらどのような解決方法を望むかといった点はそれぞれあり、家庭裁判所における解決に限られないため、裁判所が調査することは困難であるとして、現時点での調査の予定はないとのことであった。この回答は理解できないことはないが、改めて調査していただきたく質問したものである。

(回答 (職員数・増員)) (回答者:高裁事務局長)

1 現在の裁判官・調査官・書記官数 (令和3年4月現在)

(1) 裁判官

ア 市川簡裁

3名

イ 千葉家裁市川出張所

千葉家裁所属の2名の裁判官が常時執務を行うのに加え、本庁の裁判官が週2回てん補して執務を行う態勢を執っています。

【機密性2】

(2) 家庭裁判所調査官（千葉家裁市川出張所）

千葉家裁所属の6名の家裁調査官が常時執務を行う態勢を執っています。

(3) 書記官

ア 市川簡裁

27名

イ 千葉家裁市川出張所

市川簡裁の書記官のうち17名が千葉家裁市川出張所の執務を行う態勢を執っています。

2 増員の理由及び今後の増員の予定

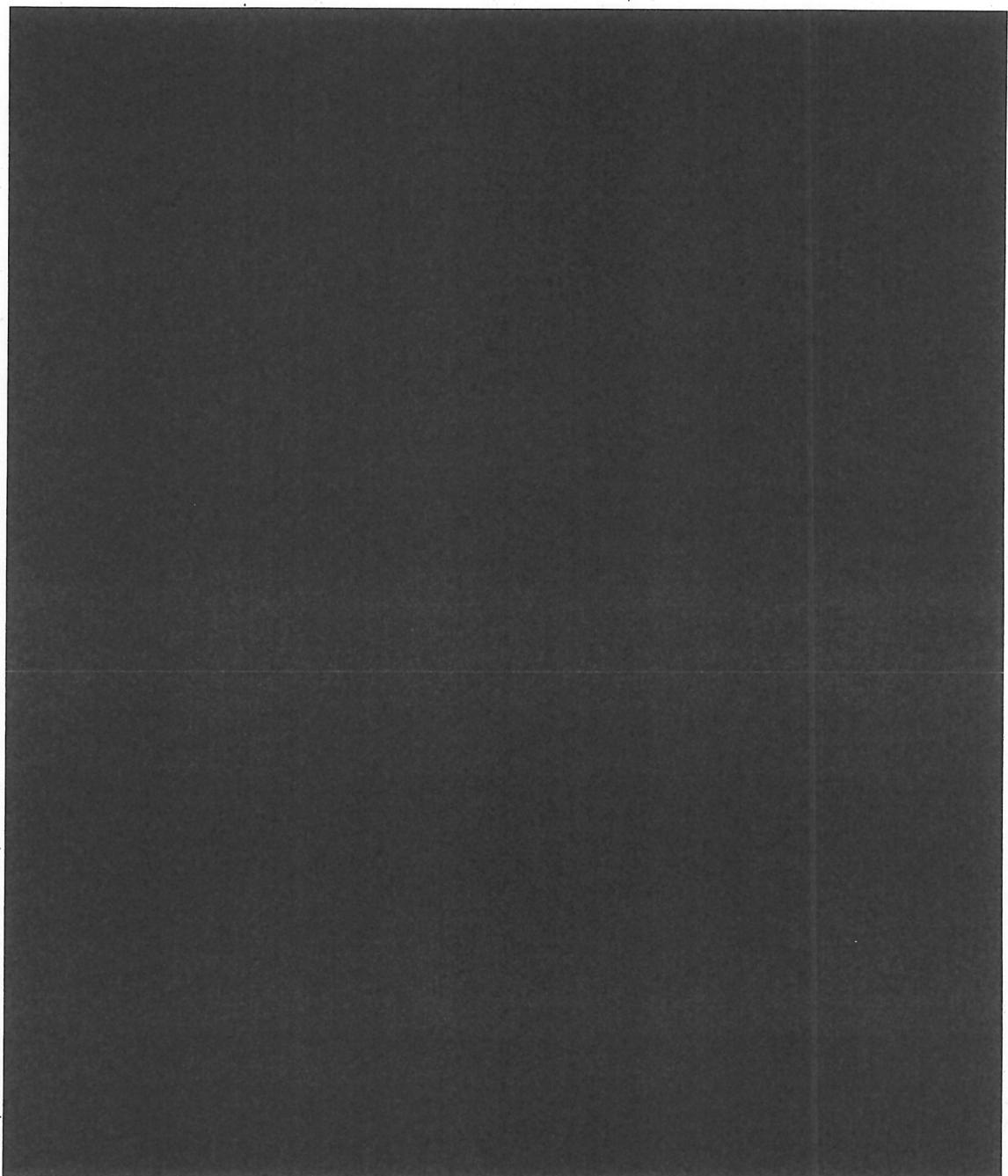
裁判官、家庭裁判所調査官及び書記官の配置については、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて、業務量に見合った適正な人の配置がなされる必要があり、これまでの増員も、事件数の増加を含め、このような観点から行われているものです。

東京高裁としては、引き続き千葉地家裁とともに、事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供するとともに、今後も、これまで同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向け、必要に応じた執務態勢の整備に取り組んでいきたいと考えています。

3 今後の増改築の予定

現時点においては、増改築の予定はないと言っています。

【機密性 2】



(回答　ＩＴ化部分) (回答者：高裁事務局長)

家庭裁判所については、令和 3 年 1 2 月 8 日以降、東京、大阪、名古屋及び福岡の本庁で順次家事調停手続におけるウェブ会議の試行が開始されることとなったところで、他の庁への運用拡大は、試行の状況を踏まえて検討されることと聞いています。

簡易裁判所については、令和 4 年 2 月上旬頃から順次開始される地方裁判所支部におけるウェブ会議の運用の状況を踏まえながら検討される

【機密性2】

こととなっているため、簡裁についても具体的にお示しできるものはございません。

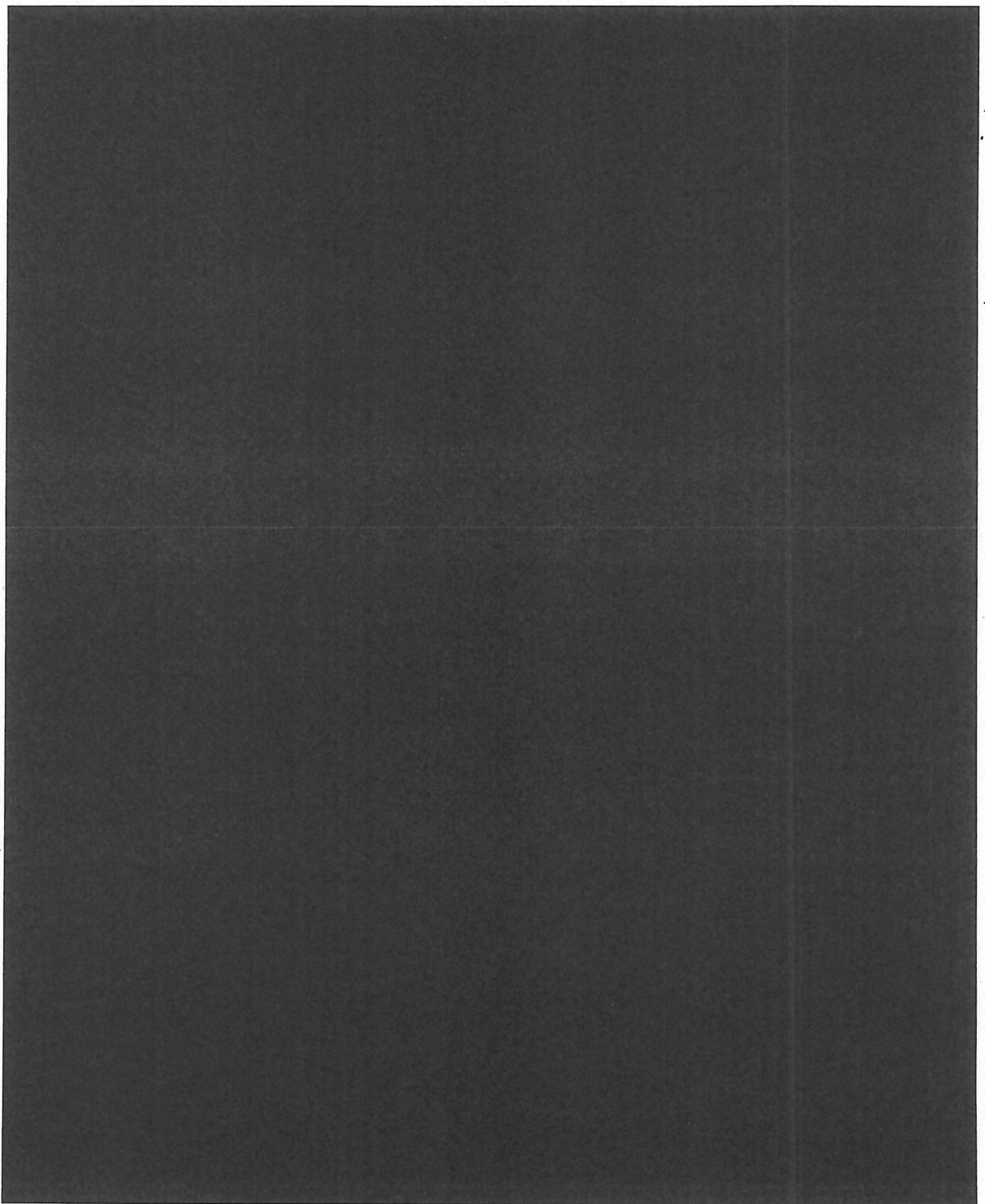
(10-1及び10-2共通部分) (回答者:高裁事務局長)

この議題については、従前から出題されており、提案理由にあるとおり、管内人口や成年後見事件等の事件数が全国的には増加傾向にあるという点については、東京高裁としても十分に認識しているところであり、今後もこれまで同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向け、必要に応じた執務態勢の整備に取り組んでいきたいと考えています。

地家裁支部や家裁出張所を設置することについては、最高裁判所規則(地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則1条並びに家庭裁判所出張所設置規則1条)により定められるものであって、最高裁判所において検討されるべき問題であり、検討の有無も含め、東京高裁としてはお答えする立場にないことをご理解いただきたいと思います。関東弁護士会連合会及び神奈川県弁護士会からこのような意見があったということは、昨年度も本協議会開催の頃に最高裁に伝えておりますが、その形式については、個別案件に関する内部の事務処理の問題であることから、その形式までお答えすることは差し控えたいと思います。なお、最高裁の対応につきましては、現時点で東京高裁において把握していることはございません。

藤沢、厚木、平塚の各簡裁における家事事件の需要についての調査につきましては、昨年度もお伝えしているとおり、家庭内で紛争があるかどうか、あるとしたらどのような解決方法を望むかはそれぞれであり、家庭裁判所における解決に限られないため、裁判所が調査を実施することは困難であると考えております。現時点においては調査の予定はありません。

【機密性 2】



(さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐)

議題 11-1 東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千

【機密性2】

千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各非常駐支部に対する裁判官の填補の頻度は各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、それ以上の具体的な見解については、回答をいただいている。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

(1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。

(2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、どのような情報を提供しているのか、(各地方・家庭裁判所ごとに)回答を伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか(各地方・家庭裁判所ごとに)を伺いたい。

見解を述べている場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)内容とその理由を伺いたい。

見解を述べていない場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)その理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

上記各支部は、裁判官が非常駐であることから、民事家事事件を扱う

【機密性 2】

一方、刑事事件を扱わなかったり（千葉地方裁判所佐原支部）、身柄の刑事事件を扱わなかったり（水戸地方裁判所麻生支部）、少年事件や執行事件を扱っていない（上記 5 支部）など、通常の地方裁判所・家庭裁判所の機能を果たし得ていない。

こうした事態は、裁判を受ける権利（憲法第 32 条）や法の下の平等（憲法第 14 条）を保障する日本国憲法が予定する司法の姿とはいえない。

一昨年度の法曹連絡協議会では、静岡地方裁判所・静岡家庭裁判所掛川支部において、平成 30 年度から常駐の裁判官 1 名が執務を行う体制に変更となっており、重ねて、引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、適切に最高裁判所にも情報提供していきたいと考えている旨の回答がなされている。この点について、東京高等裁判所管内の裁判官非常駐支部における昨年度以降の体制の変化など具体例（裁判官の出廷日の増加等）があれば、ご教示いただきたい。

平成 28 年度の法曹連絡協議会において、常駐させていないことについて、裁判所の見解を伺ったところ、東京高等裁判所からは、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各非常駐支部に対する裁判官の填補の頻度は各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、裁判所の見解については、そもそも常駐化について賛成なのか反対なのか、具体的な回答をいただきていない。

また、各地方・家庭裁判所ごとに業務量や配置も異なっているため、各地方・家庭裁判所ごとに回答をいただきたく質問したものである。

（回答）（回答者：高裁事務局長）

【機密性 2】

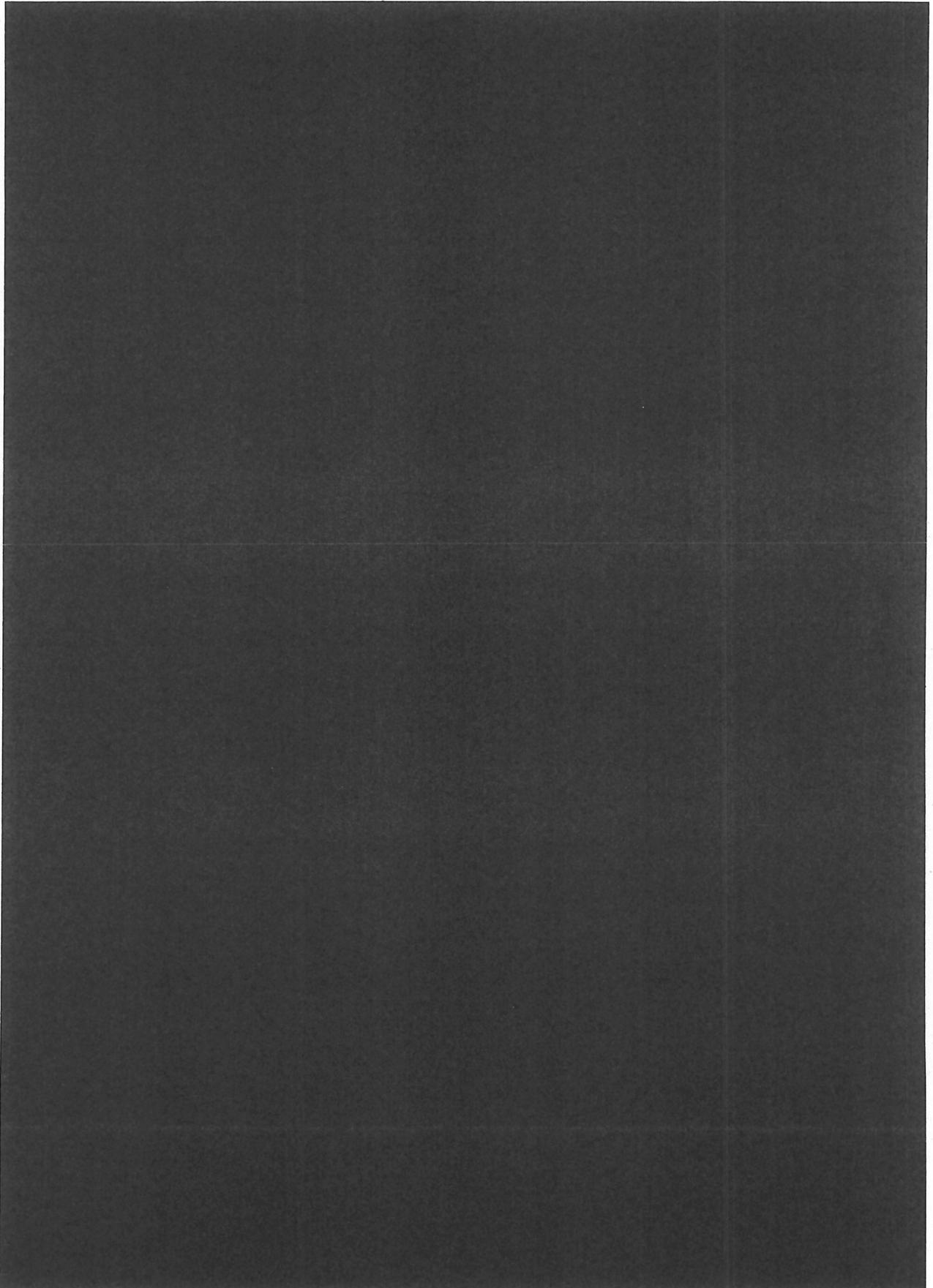
裁判所法 31 条 2 項には「最高裁判所は、…支部に勤務する裁判官を定める。」と規定されており、どの支部にどれだけの裁判官を配置するかについては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて、全国的な見地から、最高裁判所において決定しています。東京高裁としては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等に目配りをし、適時に最高裁に情報提供するよう努めていますが、最高裁及び地家裁の各見解や検討状況について、回答すべき立場にないことは御理解ください。

なお、上記の事件状況等を踏まえ、静岡地家裁掛川支部においては平成 30 年度から常駐の裁判官 1 名が執務を行う態勢に変更になったことは御指摘のとおりですが、その後特段の変更はありません。

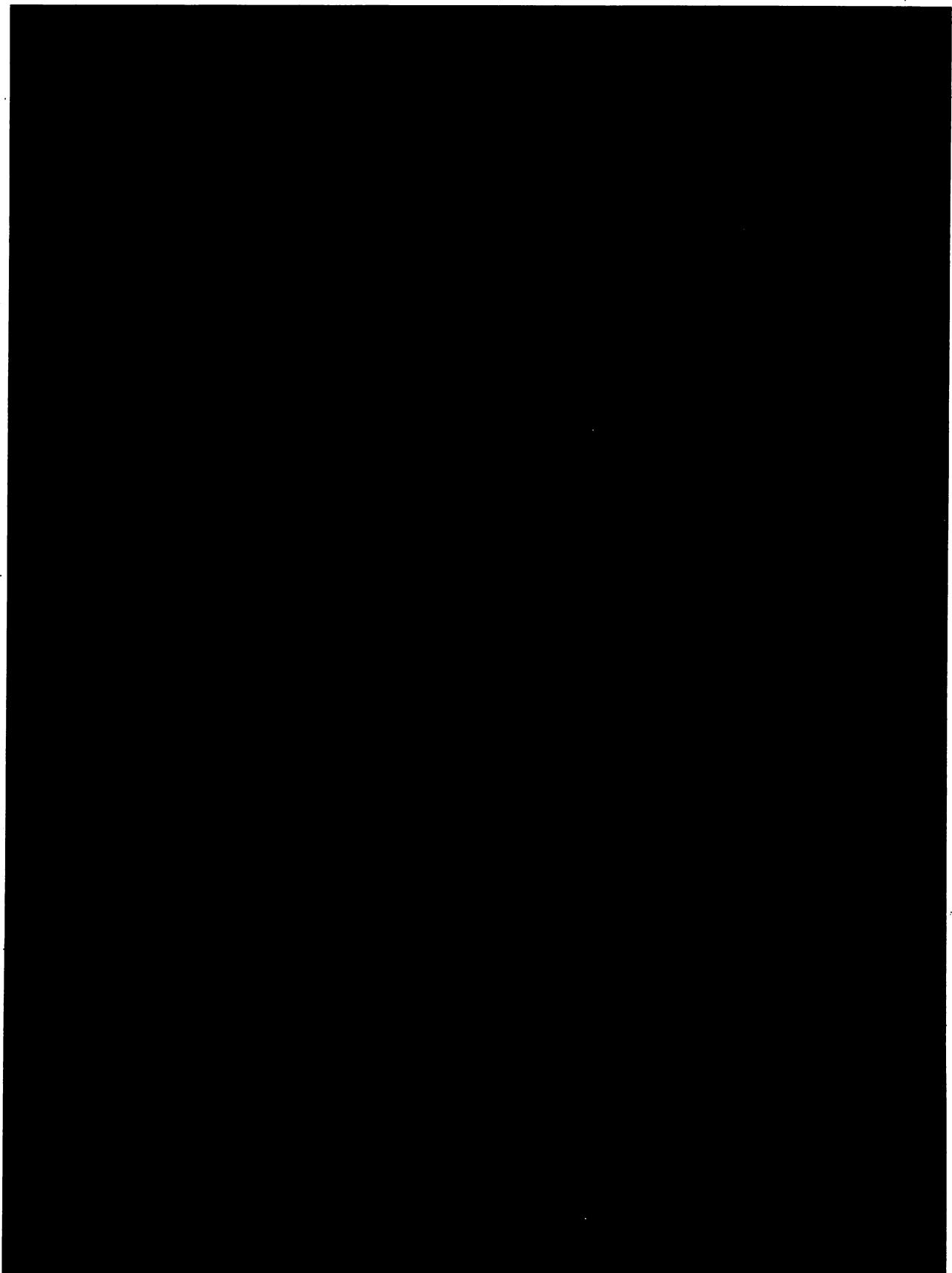
今後も、これまで同様、各地家裁とともに、引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供をしていきたいと考えております。



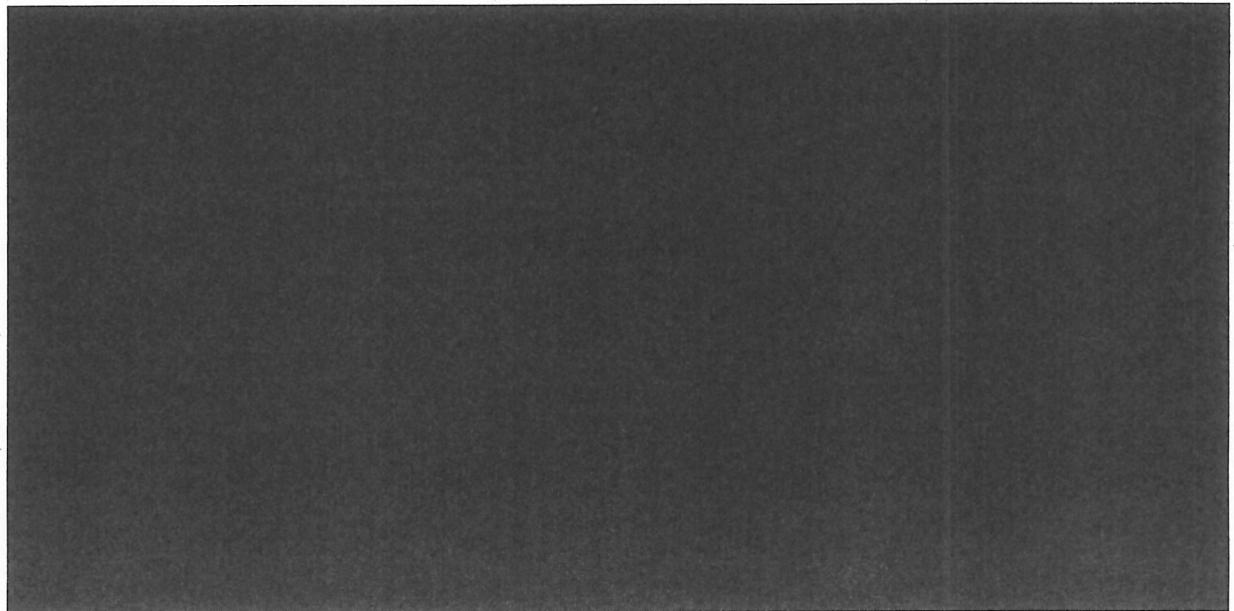
【機密性 2】



【機密性 2】



【機密性2】



議題 11-2 長野家庭裁判所佐久支部に、常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂きたい。

(長野県弁護士会提出)

【提案理由】

本年度の佐久支部庁舎改修工事において、佐久支部にも試行面会施設が設置されることとなった。これにより、学校を休むなどして遠方の上田支部まで赴いて試行面会を行っていた状況が改善されることとなり、喜ばしく感じている。今後、佐久支部における試行面会数が増えることは必至であり、その他の家事事件数も多いことから、是非、家庭裁判所調査官も常駐させていただきたい。

佐久支部の管内人口は、長野県内 6 支部の中で 3 番目に多い状況にありながら、常駐調査官は 0 名であり（長野本庁 6 名、松本支部 4 名、上田支部 5 名、伊那支部 2 名、飯田支部 2 名、諏訪支部 1 名）；地域間で公平であるべき司法機関の整備状況について、不平等な状態が続いている。この状態を一刻も早く改善していただきたい。

佐久支部管内には児童相談所も所在するため、調査官と児童相談所職

【機密性2】

員とが日常的に速やかに連携対応できる体制が整備されるべきであり、長野「県」も、児童福祉法の改正等を踏まえ、佐久支部への調査官常駐を求めている。

政府は、3年ほど前に、児童福祉士や児童心理士等の児童相談所職員を2022年度までに約2900人増員する対策を打ち出し、1年間で1000人以上の増員を実現するなど児童虐待撲滅のために本気の対応に乗り出している。関係行政機関からは、それに必要な予算要求もなされている。他方で、司法分野においては、家裁調査官は、過去10年以上にわたり増員が全くなされておらず、佐久支部に至っては、長きにわたる要望にもかかわらず、1名の調査官常駐すら叶わない状況にある。

佐久児童相談所管内の児童人口増減率は、長野県内において最も高く、全国的に児童数が減少傾向にある中で、児童人口の目減りが非常に少ない地域である。とりわけ、裁判所佐久支部最寄りの岩村田小学校は児童数1000人を超えるマンモス校となり、6年前にこれを二分して、佐久平浅間小学校を分離新設したものの、同校は開校時約500名から児童数が増え、現在の児童数は約800名に至っている状況にある。更に、管内の軽井沢町では昨年から移住者が急増しており、全国町村で最多の人口社会増を記録している。加えて、佐久平駅南側の大規模な開発工事により、数年内には佐久市の人口増加も間違いない状況にある。すなわち、裁判所佐久支部周辺地域は、今後も、親権を争う家事事件や児童虐待関連事件が、継続して発生し続ける可能性が高い地域といえる。

このような佐久地域の社会事情に鑑み、一刻も早く、佐久支部にも家庭裁判所調査官を常駐させていただきたい。

（回答）（回答者：高裁事務局長）

家庭裁判所調査官の配置については、業務量に見合った適正な人員配

【機密性 2】

置の在り方を全国的な視点で考えていく必要があり、家庭裁判所調査官が関与する事件の事件数が少ない裁判所においては、近隣の庁に配置されている家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当する態勢をとっているところです。

長野家裁佐久支部においては、少年事件を取り扱っておらず、また、上田支部からの交通の便がよいため、家事事件で調査が必要な事件については、上田支部の家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当しています。佐久支部における調停期日は週 2 回（火・金）としているところ、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、最低でも 1 人の上田支部の家庭裁判所調査官が週 1 回は必ずてん補して事件を担当する態勢を執っています。他の 1 回についても可能な限りてん補していますが、てん補できない場合は、通信機器を使うなどして、調停運営、調査命令等の相談を受け、必要な事件については適切な時期に調査を受命する等、家裁調査官の関与ができる態勢を整えています。また、事件処理の必要に応じて週 2 回を超えててん補することもあります。調査官関与の要否については、個別の事件の内容を踏まえ、裁判官が適切に判断しており、必要な調査を適切に行えるように柔軟に対応してきております。

なお、長野県内に配置されている家庭裁判所調査官の数は、長野家裁本庁が 6 人、上田支部が 5 人、松本支部が 5 人、諏訪支部が 1 人、飯田支部が 2 人、伊那支部が 2 人です。

東京高裁としては、引き続き長野家裁とともに、事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、必要な態勢や運用を整えるとともに、最高裁にも適切に情報提供していきたいと考えております。

（参考）（回答者用資料。調査件数は回答しない。）

令和 2 年の家裁調査官数及び調査件数

【機密性 2】

本庁：家裁調査官 6人 調査件数 1110件

(内訳：家事事件 1008件，人訴事件 1件，少年事件 101件)

上田支部：家裁調査官 5人 調査件数 405件

(内訳：家事事件 334件，人訴事件 1件，少年事件 70件)

佐久支部：家裁調査官 0人 調査件数 368件

(内訳：家事事件 368件，人訴事件 0件，少年事件は取り扱っていない。)

松本支部：家裁調査官 4人 調査件数 914件

(内訳：家事事件 828件，人訴事件 2件，少年事件 84件)

諏訪支部：家裁調査官 1人 調査件数 248件

(内訳：家事事件 201件，人訴事件 0件，少年事件 47件)

飯田支部：家裁調査官 2人 調査件数 269件

(内訳：家事事件 236件，人訴事件 3件，少年事件 30件)

伊那支部：家裁調査官 2人 調査件数 245件

(内訳：家事事件 219件，人訴事件 1件，少年事件 25件)

飯山出張所：家裁調査官 0人 調査件数 0件 (家事事件)

大町出張所：家裁調査官 0人 調査件数 0件 (家事事件)

木曽福島出張所：家裁調査官 0人 調査件数 0件 (家事事件)

※上田支部と佐久支部は、新幹線で1駅（所要時間は徒歩を含めると45分），陸路で32キロメートル (google map で検索)。

(家庭裁判所出張所における出張事件処理について)

議題 13-1 新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所，前橋家庭裁判所中之条出張所，長野家庭裁判所木曽福島出張所，同大町出張所，同飯山出張所におい

【機密性 2】

て令和 2 年度及び令和 3 年度（集計されているところまで）の各出張事件処理が行われた件数について、（各出張所ごとに）伺いたい。

また、出張所間において、出張事件処理数に差があるようであるが、その理由について御教示いただきたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提案）

【提案理由】

昨今の家事事件の増加（ことに成年後見制度利用促進法に伴う成年後見等の申立増加）において、どの家庭裁判所出張所でも調停を含めた事件処理を実施すべきと考えるところ、本年度においても、前記 8 つの各出張所での各出張事件処理件数を伺いたい。

また、昨年度の裁判所からの回答によると、長野家庭裁判所大町出張所の年間の出張事件処理数が 2 枝を優に超えていたのに対し、新潟家庭裁判所の各出張所においては年間数件程度に留まっていたことから、その理由を伺いたい。

（回答 1 3-1）（回答者：高裁事務局長）

各出張所において出張事件処理が行われた件数は、お配りした資料 1 のとおりです。

なお、昨年、令和 2 年度（10 月末日現在）の飯山出張所の件数を 1 件と回答しておりましたが、これは誤りであり、令和 2 年度は 0 件でした。

出張審判や出張調停を行うか否かは、裁判官又は調停委員会の判断によるものであり、その判断基準はお答えできるものではありませんが、一般的には、事案の性質や当事者の意向等を考慮していると思われます。

（資料 1 記載の件数：令和 3 年度は 11 月 4 日現在）

○前橋家裁

【機密性2】

中之条出張所	令和2年度10件, 令和3年度12件
○長野家裁	
飯山出張所	令和2年度 0件, 令和3年度 3件
木曽福島出張所	令和2年度14件, 令和3年度 8件
大町出張所	令和2年度36件, 令和3年度44件
○新潟家裁	
村上出張所	令和2年度 0件, 令和3年度 0件
柏崎出張所	令和2年度 2件, 令和3年度 1件
糸魚川出張所	令和2年度 0件, 令和3年度 0件
南魚沼出張所	令和2年度 0件, 令和3年度 0件

議題13-2 新潟家庭裁判所の出張所（村上, 南魚沼, 柏崎, 糸魚川）の機能充実に向けての具体的な方策を伺いたい。

（新潟県弁護士会提案）

【提案理由】

新潟家庭裁判所の4つの家庭裁判所出張所（村上出張所, 南魚沼出張所, 柏崎出張所, 糸魚川出張所。以下, 「出張所」とする。）においては, 平成2年の家庭裁判所支部統廃合によって設置されて以降, 長年に渡り, 調停・審判の申立ての受付のみを行うという運用が行われてきた。

しかしながら, 平成28年1月15日, 民事司法改革に関する最高裁・日弁連協議の「基盤整備」部会において, 最高裁から, 日弁連に対し, 受付業務のみを行っている家庭裁判所出張所において, 調停委員会が当該出張所に出張して家事調停を実施することがあるとの確認がなされた。

その後, 出張所において, 出張調停が行われるようになったものの, 各出張所が所属する支部の取扱事件のうち, 相手方が各家裁出張所管内在住者である事件の年間平均件数（平成27年度～平成30年度）は, 村

【機密性2】

上出張所約50件、柏崎出張所63件、南魚沼出張所約51件、糸魚川出張所31件となっている一方で、4つの出張所における令和元年度、令和2年度（10月末日時点）の出張事件処理件数は、わずか2件に留まっている。

これまでの東京高等裁判所のご回答によると、出張審判や出張調停を行うか否かについては、裁判官または調停委員会の判断によるものであり、その判断基準については、一般論として事案の性質や当事者の意向等を考慮しているとのことであるが、当事者が出張所での審判や調停を希望しても、出張所の人員配置が十分でないため、出張所で審判や調停を行うことが事実上困難な状況にあると考える。

かかる状況下、出張事件処理機能を活発化し、当事者である地域住民の時間的、心理的、経済的な負担を軽減することを目的として、柏崎市長、十日町市長、糸魚川市長、南魚沼市長及び村上市長により、令和3年8月26日、連名で、新潟家庭裁判所に対し、（1）出張所において、家事審判・家事調停が行われるよう、十分な人員を配置すること、（2）調停事件の当事者に対し、出張所での調停実施希望の有無を事前に照会すること、（3）出張所において、テレビ会議システムやウェブ方式等、顔の見える遠隔通信方式による家事調停に対応することを内容とする要望書の提出がなされた。

いずれも出張所の機能充実を強く望む地域住民の声を踏まえたものであるところ、要望書に記載されている内容についてどのように考えるのか伺いたい。また、出張所の機能充実に向けての裁判所としての具体的な取組みを伺いたい。

（回答）（回答者：高裁事務局長）

ご承知のとおり、出張審判や出張調停を行うか否かは、裁判官または

【機密性2】

調停委員会の判断によるものであります。高裁としましても、事案の性質や当事者の意向等を踏まえ、適切に判断されているものと承知しています。

また、各出張所では、手続案内を行う中で、来庁者の意向等に応じて出張事件処理等について案内していると聞いています。

なお、ウェブ会議を利用した家事調停につきましては、先ほど（10-1）ご説明したとおりです。

議題14 長野家庭裁判所佐久支部において、少年審判を取り扱うことを最高裁判所に要望していただきたい。

（長野県弁護士会提出）

【提案理由】

近年、長野家庭裁判所から提供を受けた統計によれば、上田支部（管内人口約27万人）の過去3年の少年新受事件数は547件（平成29年209件・平成30年193件・令和元年145件）であり、長野家庭裁判所本庁（管内人口約55万人）の同事件数521件（平成29年160件・平成30年188件・令和元年173件）を上回っている状況にある。これは、上田支部が佐久支部管内（管内人口約21万人）で発生した少年事件を併せて取り扱っているからに他ならない。また、佐久児童相談所管内における非行区分発生率（ぐ犯・触法件数を児童人口で除したもの）は、長野県内の児童相談所各管内で最も高く、平成30年は県内平均4.93%（児童2027人に1件）に対して8.75%（児童1143人に対して1件）、令和元年も県内平均3.24%（児童3088人に1件）に対して6.03%（児童1658人に1件）といずれも倍近い数値を記録している。

【機密性2】

それにもかかわらず、長野家庭裁判所管内において、唯一、佐久支部のみ少年事件の取扱いがない。佐久支部は上田支部と隣接してはいるものの佐久支部の管轄地域は広大で、特に南佐久地域から上田支部庁舎に赴くには、自家用車利用にせよ公共交通機関利用にせよ1時間半から2時間程度の時間を要し、交通の便が良いとは到底いえない。

少年の保護者等の中には、手続のために上田支部に赴かなければならないと聞くと、その距離と時間を理由に協力を拒む者も存在する。手続の期間が限られている少年事件において、保護者等が身近で速やかに関与できないということ自体が、少年をより孤立化させる可能性を高め、更生可能な少年の更生を妨げる事情のひとつとなっている。

そもそも、少年の更生は、少年が居住する地域内でなされることが望ましいところ、少年や少年の家族らがその居住地の家裁において調査を受け、少年審判を受けることができるようすべきことは、佐久支部と県内の他支部とで何ら違いはない。

長野家裁佐久支部において、早期に少年審判の取扱いを開始できるよう、是非、積極的に最高裁判所へ要望していただきたい。

(回答) (回答者：高裁事務局長)

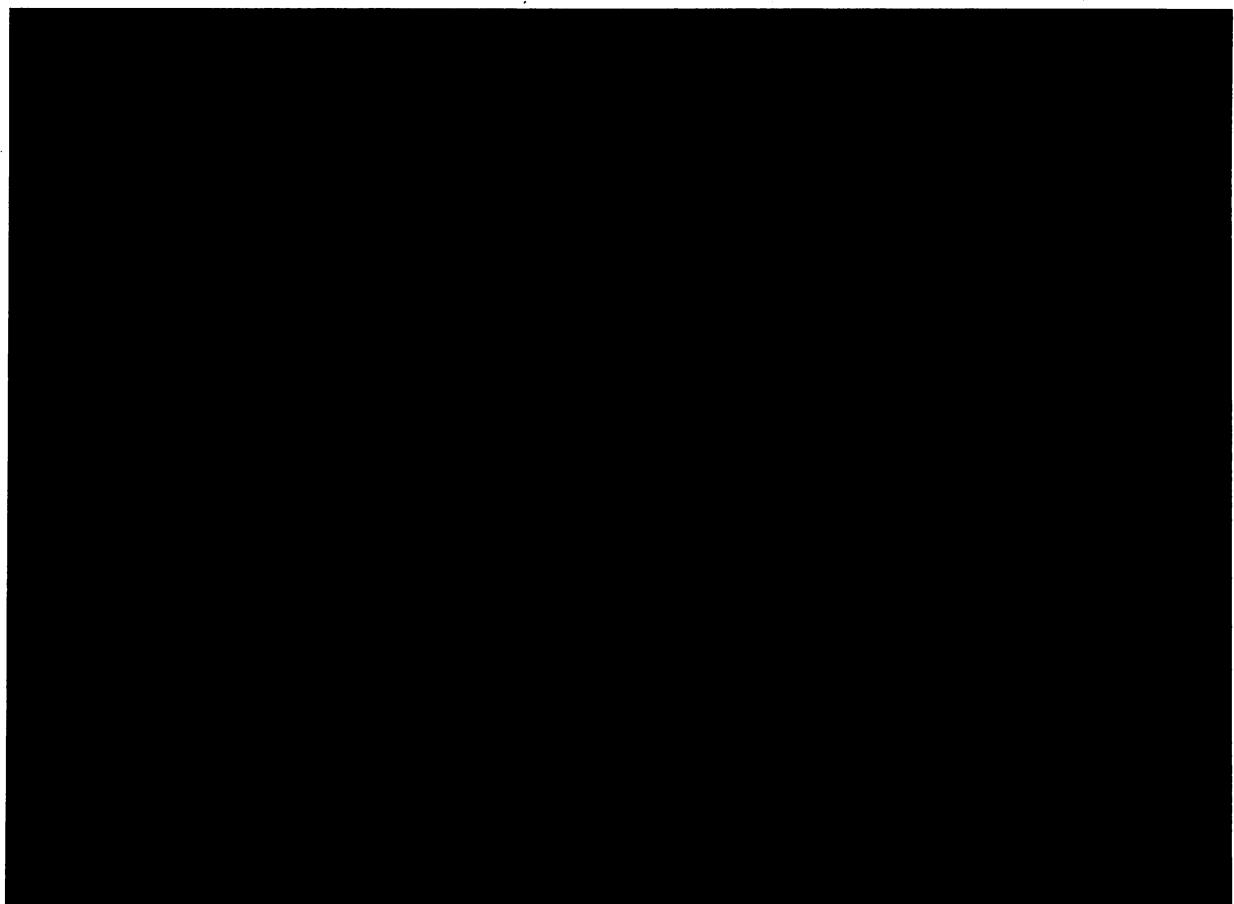
支部において少年保護事件を取り扱うかどうかは、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則3条に基づき、当該支部の管轄区域の事件動向などを勘案して、家庭裁判所の裁判官会議において定められるものであり、また、全国的な状況を踏まえる必要もあることから、最高裁においても検討がされるべき事柄です。

上田支部において、本庁の新受事件数を上回る年があること、佐久支部の管轄地域が広大であり、地域によっては上田支部に赴くのに相当の時間を要することは承知しておりますが、少年事件そのものは

【機密性2】

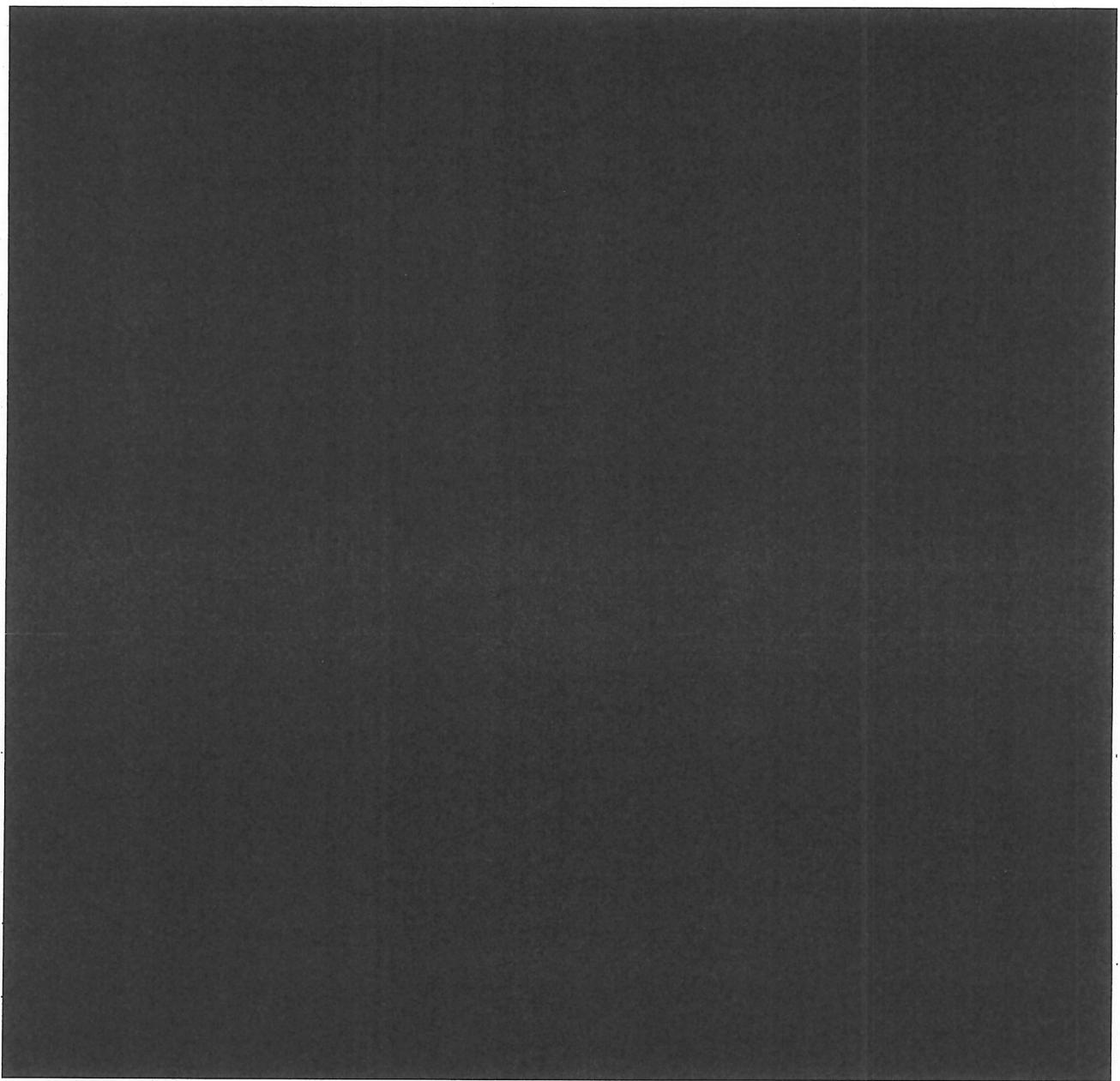
年々減少傾向にあることなどを踏まえると、現時点で直ちに佐久支部において少年事件を取り扱うことについては、慎重な検討が必要であると考えています。

これまでも、長野家庭裁判所佐久支部において、少年審判を取り扱ってほしいという要望が寄せられていることは承知しており、裁判所としても、適正迅速な裁判の実現のため、審理の充実を図ることは重要であると考えていることから、このような要望が出されていることを最高裁判所に伝えるとともに、引き続き、態勢面や運用面を含めて不断の検討、努力を続けていきたいと考えております。



(参考)

【機密性2】



（労働審判の実施支部の拡大について）

議題 15-1 現在、東京高等裁判所管内においては、地裁本庁以外に東京地裁立川支部、静岡地裁浜松支部及び長野地裁松本支部での労働審判が実施されている。

（1）東京高等裁判所管内の労働審判実施支部以外の支部において、労働審判を取り扱うかについて、例年、各庁の運用状況を注視し、最高裁判所に必要な情報を提供していきたいとの回答をいただいて

【機密性 2】

いるところ、東京高等裁判所が最高裁判所に提供している情報の内容について、ご回答いただきたい。

(2) 東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における令和2年の労働審判の新受件数をご教示願いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

最高裁判所と日弁連との協議により、平成29年より、静岡地裁浜松支部及び長野地裁松本支部での労働審判が実施されている。しかしながら、御承知のとおり、東京高等裁判所管内において多くの地裁支部において労働審判実施の需要があり、実施を求める意見書が、弁護士会のみならず、地方自治体において採択されている。

本来、労働審判の地裁支部における実施については、地方裁判所の決定で可能である旨認識している。一方で、本協議会において、例年、各地方裁判所での判断や体制整備をするには全国的な状況を踏まえる必要があることから、労働審判の地裁支部における実施については、最高裁判所においても検討されるべきものであり、東京高等裁判所としては最高裁判所に必要な情報を提供していきたいとの回答をいただいているが、提供している情報の内容については、回答をいただいていることから出題に至った。

また、2020年度本協議会において、東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における令和元年までの労働審判の新受件数に関する資料の提供をいただいた。令和2年の東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における新受件数についても、今後の活動の参考にしたく、出題に至った。

(回答) (回答者:高裁事務局長)

(1) 各地方裁判所の支部において労働審判事件を取扱うかどうかについて

【機密性2】

では、当該支部で労働審判事件を取扱うとした場合に予想される事件数の見通しや、地裁本庁への移動に要する時間等の利便性を基本としつつ、各庁の労働審判事件の運用状況や事務処理態勢、労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して、最終的には各地方裁判所において、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条第1項の規定に基づく裁判官会議の議決により定めるものです。また、これらの判断や態勢整備をするには、全国的な状況を踏まえる必要があることから、最高裁においても検討がされるべきものと考えております。

このように、地裁支部における労働審判事件の取扱いについては、各庁において、以上に述べた考慮要素を勘案し、検討がされているものと認識しております。最高裁への情報提供の詳細については、内部の意思決定あるいは情報交換に関するものですのでお答えは差し控えさせていただきますが、事件数の動向や事件処理状況等の情報を提供しているところです。

(2) 労働審判断受件数

	令和2年
東京地方裁判所	1,136
東京地方裁判所立川支 部	74
横浜地方裁判所	257
さいたま地方裁判所	157
千葉地方裁判所	143
水戸地方裁判所	50

【機密性 2】

水戸地方裁判所土浦支 部	1
宇都宮地方裁判所	52
前橋地方裁判所	46
静岡地方裁判所	34
静岡地方裁判所浜松支 部	26
甲府地方裁判所	22
長野地方裁判所	17
長野地方裁判所松本支 部	16
新潟地方裁判所	22

議題 15-2 前橋地方裁判所太田支部で労働審判を実施していただくための要素や具体的な手続きを、ある程度の具体性をもってご教示いただきたい。日弁連と最高裁判所のいわゆる最高裁協議の結果によ

【機密性2】

らずとも実施される可能性があるのかもご教示いただきたい。

(群馬弁護士会提出)

【提案理由】

当会では、前橋地方裁判所太田支部で労働審判を実施すべきであるという見解を前提に、2019年2月16日付定期総会において、「前橋地方裁判所太田支部における労働審判の実施を求める決議」を行った。第196回国会法務委員会第5号平成30年3月30日最高裁判所事務総局総務局長中村慎殿の発言の要旨によれば、支部での労働審判実施には、①都道府県単位より細かい地域別数字での個別労働紛争の相談件数、②支部において予想される労働審判の事件数、③本庁に移動するまでの所要時間等の利便性、事件処理体制、労働審判事件の運用状況、労働審判員の安定的な確保、その他さまざまな事情、地域的事情等を、総合的に勘案しながら検討することが必要であるとの見解が示されている。

しかしながら、これらの要素についての考え方は未だ抽象的であり、どのように考えるべきか必ずしも明らかでないと思われる。

また、現在は、最高裁判所と日弁連のいわゆる最高裁協議は継続されていないと認識しているところ、この協議の結果によらずとも、支部において労働審判が実施される可能性があるのかについて明らかでない。

以上の次第で、提案に至った次第である。

(回答) (回答者:高裁事務局長)

15-1 でもお答えしましたが、支部において労働審判事件を取り扱うかどうかについては、労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しや、地裁本庁への移動に要する時間等の利便性を基本としつつ、各庁の労働審判事件の運用状況や事務処理態勢、労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して、最終的には

【機密性2】

各地方裁判所において判断されるべきものです。また、これらの判断や態勢整備をするには、全国的な状況を踏まえる必要があることから、最高裁においても検討がされるべき事柄です。支部で労働審判を実施するための要素や手続についてこれ以上具体的に説明することは困難ですが、今後も今述べたような事情を注視していきたいと考えています。

(メモ)

※ 労働審判手続を行う裁判所は、昨年から変動はありません。

議題15-3 横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、静岡地方裁判所沼津支部との対比において、管轄人口、新受件数、裁判官数、本庁からの距離・時間などの具体的な観点から、伺いたい。

また、今後、合議事件を取り扱うことへのどのような対応をすればよいか御教授いただきたい。

なお、昨年まで横浜地方裁判所相模原支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいているとお聞きしているが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【提案理由】

相模原支部において合議裁判を実施していただきたいとの議題はかねてより提出しており、従前から最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所に伝えていただけるとの回答をいただいていますが、昨年、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいた際、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所ではどのような対応がなされたのかを具体的にご説明い

【機密性2】

ただきたくお伺いします。

2016年（平成28年）3月16日の衆議院法務委員会で、最高裁判所総務局長は、最高裁判所としては、「相模原支部は、管内人口は少ないわけではないし、事件数もけして少ないわけではない。そういう中で、現時点では合議を扱う必要はないと考えているが、今後とも、相模原支部の事件数の動向等の実情を注視しつつ、必要な事件処理体制の整備に努めて参りたいと考えている」と答弁されました。この答弁から5年が経過し、その間に出てきた3点を指摘して、再度お尋ねします。

1つは、事件数が増加したことに基づくお尋ねです。民事通常新受件数の推移を調べたところ、相模原支部は、平成28年までは関弁連管内の支部で9番目でしたが、管内人口及び本庁までの所要時間ともにほとんど変わらない、むしろ管内人口の少なくかつ本庁までの所要時間も短時間でいける静岡地方裁判所沼津支部を平成29年に抜いて8番目となり、この年以降昨年まで沼津支部を抜いています。沼津支部は、民事・刑事とも合議裁判を実施しているだけでなく、刑事事件では裁判員裁判を実施している大支部です。そこを抜いたのですから大躍進と言えます。

さらに、東京高裁管内の地方裁判所本庁の通常民事訴訟の新受件数を比較すると、相模原支部は、平成28年までは、甲府地裁、長野地裁本庁より多いものの他の9庁よりは劣位にありました。しかし、平成30年には、前橋地裁本庁、新潟地裁本庁よりも多くなり、従前の2庁に加えて4庁よりも新受件数が多くなりました。すでに、相模原支部には6名の裁判官が在任しており、横浜地家裁相模原支部で合議制を導入しない理由はないものと思われます。前記答弁から5年が経過し、事件数も増加した今、それでも、「現時点では合議を扱う必要はないと考え」としたら、合議制実現となるためには、具体的にどのような事情が必要なのでしょうか。

2点目は、相模原市は、平成24年から、副市長などが、合議事件の取

【機密性2】

扱いを求め、直接横浜地方裁判所に赴いて陳情を開始し、昨年と今年は、市長自らが横浜地方裁判所に赴いて陳情を続けていますが、今年は座間市長も加わり、両市長が横浜地方裁判所所長への陳情を行っています。市民を代表する市長の陳情が昨年と今年と続けて繰り返されていることは大変重い事実と考えますが貴庁はどう考えておられるのでしょうか。

3点目は、労働審判実施を視野に置いた出題という趣旨を加えているということです。個別労働紛争の相模原相談コーナーでの相談件数はここ数年急激に増えています。労働審判を松戸支部、土浦支部、小田原支部などと並んで相模原支部でも実施するように求めることも検討し始めていることを申し上げます。

このような点を申し上げると相模原支部での合議裁判実施は当然と考えるのでですが、貴庁や最高裁判所の立場に立った場合、合議制実現となるためには、さらにどのような事情が必要なのでしょうか。是非とも貴庁のお考えをお聞かせください。

このことは、相模原地域における市民の裁判を受ける権利ともかかわるものもあり、これまでにも増して、横浜地裁相模原支部での合議裁判実施を求める立場から、何が足りないのかを教示いただきたく出題する次第です。

議題15-4 横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件及び労働審判を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、民事第一審新受件数の動向及び静岡地方裁判所沼津支部との対比という観点から伺いたい。

また、今後、同支部において合議事件及び労働審判を取り扱うために、どのような対応をすればよいか御教示いただきたい。

【機密性2】

なお、昨年まで同支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいているとお聞きしていますが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

(神奈川県弁護士会提案)

【提案理由】

- 1 2016年（平成28年）3月16日の衆議院法務委員会で、最高裁総務局長は、最高裁としては「相模原支部は、管内人口は少ないわけではないし、事件数もけして少ないわけではない。そういう中で、現時点では合議を扱う必要はないと考えているが、今後とも、相模原支部の事件数の動向等の実情を注視しつつ、必要な事件処理体制の整備に努めて参りたいと考えている」と答弁されました。この答弁から5年が経過しましたので、再度お尋ねします。
- 2 相模原支部と管内人口及び本庁までの所要時間ともにほとんど変わらない静岡地方裁判所沼津支部と相模原支部の民事第一審新受件数を比較しますと、平成28年以降は、毎年相模原支部の方が新受件数が多くなっています。また、東京高裁管内の地方裁判所本庁と比較しても、平成28年に相模原支部より少なかったのは甲府地方裁判所、長野地方裁判所の2庁だけでしたが、平成30年には、これに新潟地方裁判所、前橋地方裁判所が加わり4庁となっています。その後、前橋地裁本庁の事件数が増加したため、令和1年以降は相模原支部より新受件数が少ない本庁は3庁となります。それでも相模原支部の新受件数が新型コロナウイルス感染症の流行にもかかわらず、他の裁判所と比べても減少幅は少ないといいうる状況です。

このような事件数の動向を踏まえ、前記答弁から5年が経過した今、それでも「現時点では合議を扱う必要はないと考え」としたら、合議

【機密性2】

制実現となるためには、具体的にどのような事情が必要なのでしょうか。

第一審通常訴訟新受件数

	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
相模原支部	5 6 9	6 0 9	6 1 2	5 8 2	5 8 9
沼津支部	5 8 3	5 6 4	5 3 0	5 0 3	5 2 5
甲府地裁本庁	5 0 9	4 8 3	4 2 8	4 7 9	4 5 7
長野地裁本庁	3 7 7	3 5 9	3 3 6	3 3 5	3 4 6
新潟地裁本庁	5 8 3	6 1 0	4 9 8	5 0 1	4 6 4
前橋地裁本庁	6 3 1	6 6 4	5 9 3	6 7 8	6 4 0

3 労働審判については、神奈川労働局の相模原総合労働相談コーナーにおける民事上の個別労働紛争相談件数は、平成29年度が646件、平成30年度が1,003件、令和元年度が1,123件と急激に増えています。このため、労働審判については、これまで新実施支部として、松戸支部、土浦支部、小田原支部などが候補としてあげられてきましたが、神奈川県弁護士会では、これらの支部と並んで相模原支部でも実施するように求めることを検討しております。

また、今年度9月には相模原市議会、座間市議会において「横浜地方裁判所相模原支部において合議制及び労働審判を実現する決議」がなされているように、地域からも労働審判を求める意見があるため、合議制の問題と併せて今回出題しました。

4 横浜地方裁判所相模原支部において合議裁判を実施していただきたいとの議題はかねてより提出しており、従前から最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所に伝えていただけるとの回答をいただいていますが、昨年、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいた後、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所ではどのような対応がなさ

【機密性2】

れたのかを具体的にご説明いただきたくお伺いします。

5 地域の裁判所においてどのような裁判が受けられるかということは、地域における市民の裁判を受ける権利にかかわるものでもあることから、相模原支部管轄地域の首長及び市議会は本議題について強い関心を有しております。従前から繰り返し首長による横浜地方裁判所への陳情や、市議会による請願、陳情、決議がなされているところであります。

今年度は、前記3の市議会決議の他、相模原市長、座間市長が揃って横浜地方裁判所に赴き、所長に対して合議制実現についての陳情を行っています。このような地域の声に答えるためにも、横浜地方裁判所相模原支部での合議裁判及び労働審判を実施するには何が足りないのかを具体的に教示いただきたく出題する次第です。

(回答15-3及び15-4) (回答者:高裁事務局長)

合議事件を地方裁判所の支部で取り扱うかどうかは、最高裁判所規則(地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条)に基づき、当該支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案して、各地家裁が決定するものであり、また、全国的な裁判所の適正配置の観点からも検討が必要となることから、最高裁においても検討がされるべき事柄です。

ご指摘の静岡地裁沼津支部との対比の点について申し上げると、支部で合議事件を取り扱うかどうかは、人口、事件数、裁判官数、最寄りの合議取扱庁までの交通事情だけで決まるものではなく、人的、物的態勢の整備状況や、全国的な裁判所の適正配置の観点などを総合的に考慮して判断されるものです。横浜地裁では、以上のような総合的な考慮を行い、相模原支部では合議事件を取り扱わないこととしているものと承知

【機密性2】

しております。

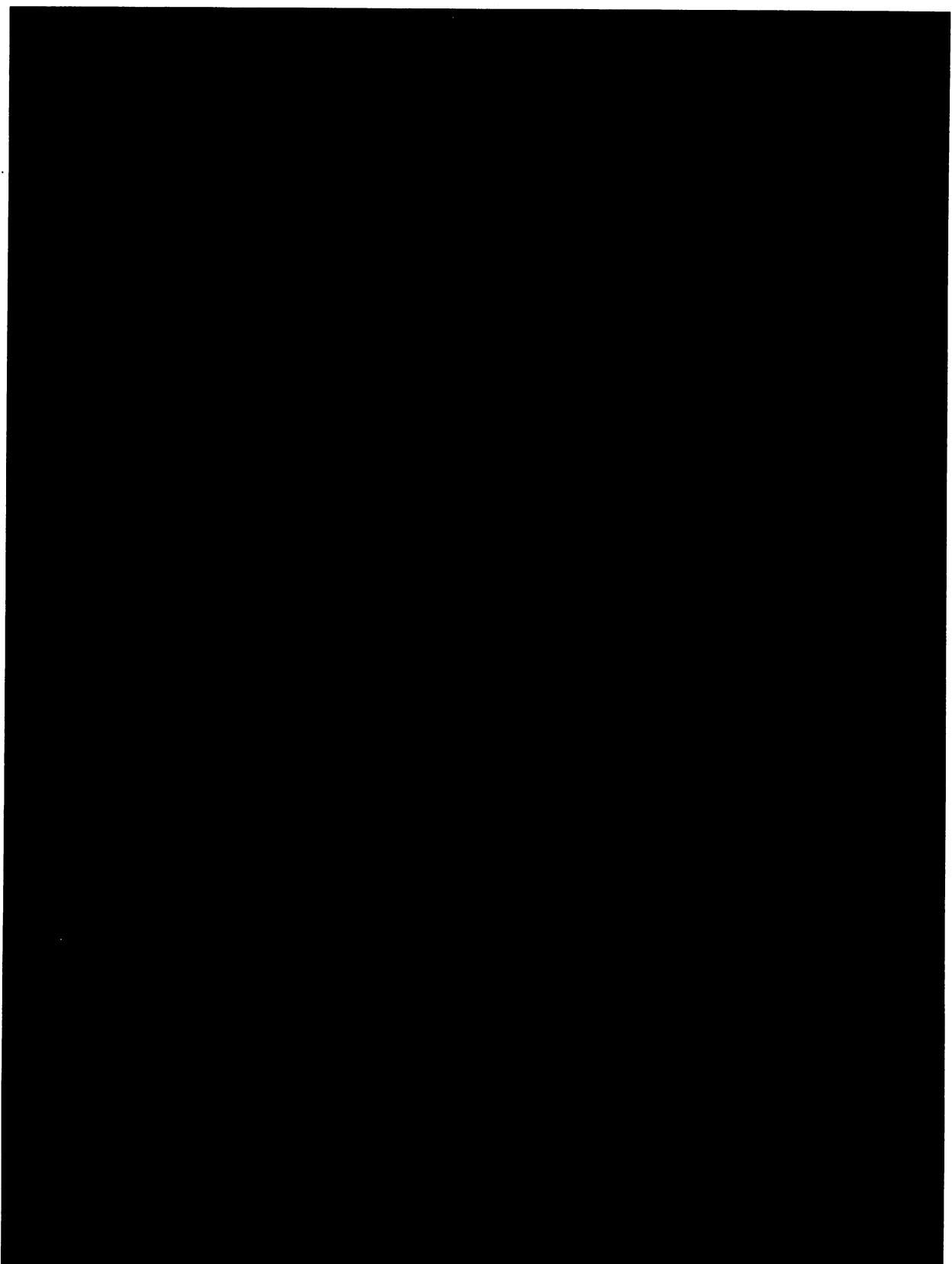
支部において労働審判事件を取り扱うかどうかについては、労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しや、地裁本庁への移動に要する時間等の利便性を基本としつつ、各庁の労働審判事件の運用状況や事務処理態勢、労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して、最終的には各地方裁判所において判断されるべきものであり、また、これらの判断や態勢整備をするには、全国的な状況を踏まえる必要があることから、最高裁においても検討がされるべき事柄です。

東京高裁としては、これまで同様、各庁の運用状況を注視し、最高裁には、必要な情報を提供していきたいと考えています。

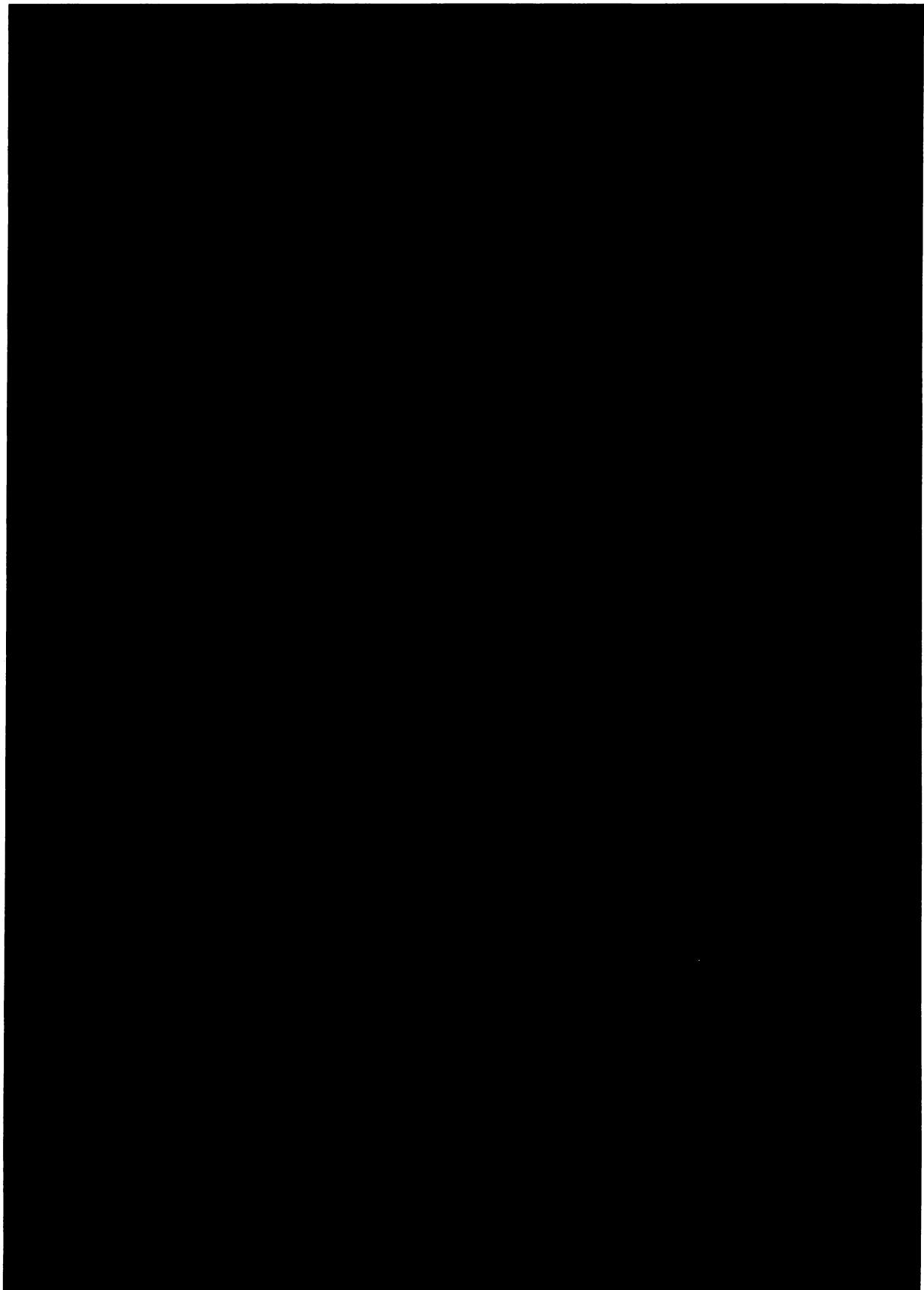
最高裁や地家裁の対応について、現時点では東京高裁において把握していることはございません。

今回ご要望いただきましたことは、最高裁及び横浜地家裁に改めて伝えたいと考えております。裁判所といたしましても、適正・迅速な裁判の実現のために審理の充実を図ることは重要であると考えております。今後とも、態勢面や運用面を含めて不斷の検討・努力を続けていきたいと思っております。

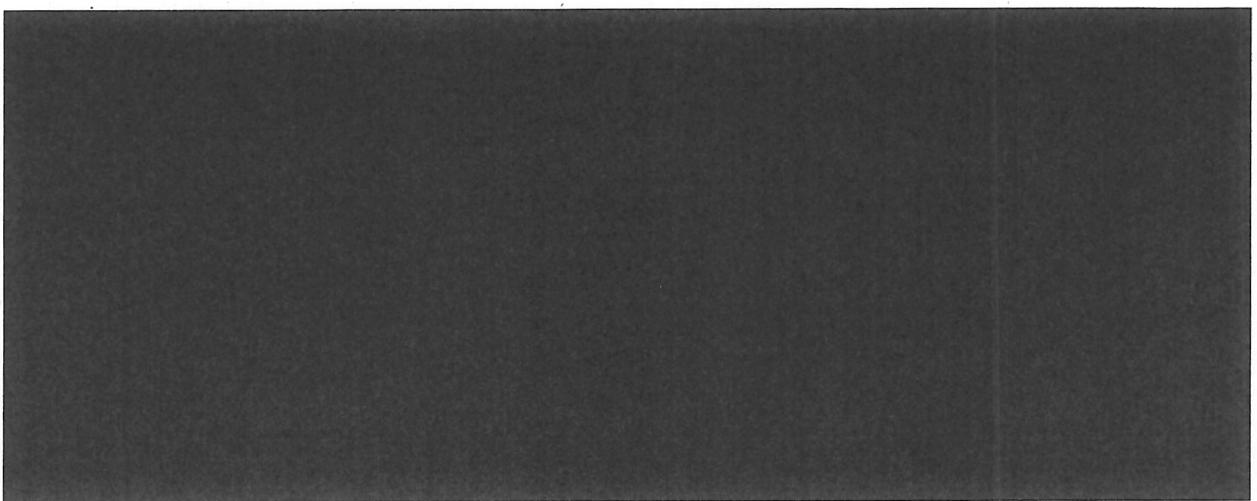
【機密性 2】



【機密性 2】



【機密性2】



（民事・家事調停官（非常勤裁判官）制度の拡充について）

議題16 民事・家事調停官（非常勤裁判官）制度について、東京高裁管内で実施している庁は、東京、横浜、さいたま、千葉の各本庁のみと承知しているが、これを他の庁や支部に拡充する予定はないか。また、実施庁を含め、非常勤裁判官の数を増やす考えはないか。

（関弁連地域司法充実推進委員会提案）

【提案理由】

最高裁と日弁連の平成14年8月23日付けの弁護士任官等に関する協議会の協議の取りまとめ（以下、「本件取りまとめ」という。）では、非常勤裁判官制度について、「裁判官の給源の多様化・多元化を図り、21世紀の我が国における司法を担う質の高い裁判官を安定的に確保するため、弁護士からの裁判官任官を大幅に拡大することが極めて重要である。また、それとともに、司法制度をより利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのあるものとする必要がある。そこで、当面民事調停事件及び家事調停事件の分野に、弁護士が非常勤の形態で調停主任又は家事審判官たる裁判官と同等の立場で調停手続を主宰する制度（いわゆる非常勤裁判官制度）を創設することにより、弁護士から常勤裁判官への任官（いわゆる弁護士任官）を促進するための環境を整備するとともに、併せて調停

【機密性2】

手続をより一層充実・活性化することを目的とする。」としている。

また、非常勤裁判官制度について、導入対象庁等は、「小規模庁の場合には日頃地域社会において多数の当事者の代理人としてその利益のために活動している者が非常勤の形で調停手続の主宰者となることについての関係者らの受け止め方等の諸事情を踏まえて、検討する必要がある。」としている。

非常勤裁判官制度については、その経験が弁護士としてのスキルアップとともに、常勤裁判官へのルートとして期待もあり、地域によっては、非常勤裁判官を希望する弁護士も少なくないとされている。

地域司法充実の観点からも、例えば、各支部に非常勤裁判官が常駐した場合、各地域の実情を理解した非常勤裁判官により紛争解決が期待され、この制度を拡充する意義が大きいと考えられる。

以上の次第で本提案をする次第である。

(回答) (回答者：高裁事務局長)

「民事調停官及び家事調停官の勤務する裁判所は、最高裁判所が指定する。」（民事調停官及び家事調停官規則第2条）と規定されており、どの庁にどれだけの調停官を配置するかについては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて、全国的な見地から、最高裁判所において決定しています。東京高裁としては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等に目配りをし、適時に最高裁に情報提供するよう努めておりますが、最高裁の検討状況について、回答すべき立場にないことは御理解ください。

今後も、これまで同様、各地家裁とともに、各庁の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、最高裁に適切に情報提供をしていきたいと考えております。

【機密性2】

議題17-1 2階建て庁舎については、建替え時にしかエレベーターを設置しないという方針を見直していただきたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提案)

【提案理由】

当委員会では、以前から支部等調査における調査結果をもとに、折に触れて裁判所のバリアフリー化を求めてきた。本年度、長野地家裁佐久支部の庁舎改修問題をきっかけとして、2階建て庁舎については新庁舎への建替えの機会でない限りエレベーターを設置しないという最高裁の方針が示された。

しかしながら、エレベーター未設置の庁舎が全国で200以上存在し、裁判所庁舎の建替えが年間で1~2庁舎程度しかなされていないという実情からすれば、その方針では、全国的なバリアフリー化が叶うまでに一世紀以上もの期間がかかる計算となり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の趣旨に全く沿わない。まして、2階建て庁舎が存在するような裁判所支部は、高齢者率が高い地方に存在するが多く、日常的な高齢者利用の観点からしてもエレベーター設置の必要性はむしろ高いといえる。

既に完了したという3階建て以上の裁判所庁舎へのエレベーター増設工事においては、特に混乱もなく順次エレベーター設置がなされており、それと同様に今度は2階建て庁舎も完全バリアフリー化を順次進めるべきであり、まずは東京高裁管内において、その範を示していただきたい。

(回答) (回答者：高裁事務局長)

東京高裁においては、バリアフリーの見地から、エレベーターが設置されていない庁舎においては、障害者等の方が円滑に施設を利用できるよう、できる限り1階で事件処理が可能となるような室の配置になるよ

【機密性 2】

う改修工事等を行っています。

配慮を要する来庁者に対しては、2階に上がっていただくことなく1階の事件関係室を充実させることで対応できると考えております。

エレベーターが設置されていない既存の2階建ての庁舎において、エレベーターの設置を求める要望があることは、最高裁にも伝えます。

議題17-2 八王子簡易裁判所、町田簡易裁判所、鰐沢簡易裁判所、村上簡易裁判所、十日町簡易裁判所の建物に車いす対応エレベーターが設置されている理由及び経緯を具体的にご説明願いたい。

(群馬弁護士会提出)

【提案理由】

議題に係る各裁判所建物はいずれも2階建てであるにもかかわらず、車いす対応エレベーターが設置されているが、他方で、その他の東京高裁管内の裁判所建物のうち2階建て建物は築年時にかかわらず、車いす対応エレベーターが設置されていない。

当弁護士会内では、前橋地裁管内のエレベーターが存在しない建物にエレベーターを設置すべきという意見があるところ、今後の活動の参考にするため議題を提出した。

(回答) (回答者:高裁事務局長)

具体的な理由や経緯は承知していませんが、いずれの庁舎も新営の際に設置されたものです。

【議題13-1】

出張事件処理が行われた件数

		令和2年度	令和3年度	備考
前橋家庭裁判所	中之条出張所	10	12	
長野家庭裁判所	飯山出張所	0	3	
	木曾福島出張所	14	8	
	大町出張所	36	44	
新潟家庭裁判所	村上出張所	0	0	
	柏崎出張所	2	1	
	糸魚川出張所	0	0	
	南魚沼出張所	0	0	

※ 令和3年度の件数は、11月4日現在

※ 記載数値は、期日の回数ではなく、事件の件数である。

※ 件数のカウントの基準時は、最初に出張事件処理が行われた時点である。